

国指定史跡 比恵遺跡 整備基本計画

2026

福岡市

例 言

1. 本書は、福岡県福岡市に所在する国指定史跡比恵遺跡の整備基本計画である。
2. 本計画の策定は、福岡市が令和 6（2024）年度に文化庁の歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業国庫補助の交付を受けて実施した。
3. 本計画の策定は、文化庁文化資源活用課、九州歴史資料館、福岡県教育庁教育総務部文化財保護課の助言に基づき実施した。
4. 本計画の策定にあたっては、福岡市経済観光文化局文化財活用部史跡整備活用課を事務局とし、国指定史跡比恵遺跡整備基本計画策定検討会を設置した。
5. 本計画の策定にあたっては、国指定史跡比恵遺跡整備基本計画策定検討会による協議・検討した内容を基に事務局が作成し、支援業務を株式会社フジヤマに委託した。

目 次

第 1 章	計画策定の経緯と目的	
第 1 節	計画策定の経緯	1
第 2 節	計画策定の目的	2
第 3 節	計画期間	2
第 4 節	計画の対象区域	2
第 5 節	計画策定の体制と経過	3
第 6 節	関連計画との関係	4
第 2 章	史跡の周辺環境	
第 1 節	地理的環境	7
第 2 節	歴史的環境	10
第 3 節	社会的環境	13
第 3 章	史跡の概要	
第 1 節	史跡指定の状況	20
第 2 節	史跡の概要	21
第 4 章	史跡の現状と課題	
第 1 節	保存管理	35
第 2 節	活用	35
第 3 節	整備	37
第 4 節	運営・体制	37
第 5 章	整備の基本理念と基本方針	
第 1 節	基本理念	39
第 2 節	基本方針	40

第6章 整備基本計画

第1節	全体計画と地区区分	41
第2節	動線計画	43
第3節	遺構保存に関する計画	44
第4節	遺構表現に関する計画	44
第5節	案内・解説施設に関する計画	45
第6節	管理施設及び便益施設に関する計画	48
第7節	整備事業に必要となる調査等に関する計画	49
第8節	公開・活用に関する計画	49
第9節	管理・運営に関する計画	50
第10節	事業計画	50
	整備イメージ図	51

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

国指定史跡比恵遺跡（以下、「本史跡」という。）は、博多区博多駅南5丁目に所在する古墳時代の^{なのつのみやけ}那津官家に関連する遺跡である。昭和59（1984）年の比恵遺跡群第8次調査と平成12（2000）年の比恵遺跡群第72次調査で、6世紀後半～7世紀の柵とその内部に極めて計画的に配置された倉庫群の遺構が見つかった。これらは、『日本書紀』宣化天皇元（536）年夏5月1日条の記事にあるヤマト王権が設置した政治・軍事・外交の拠点である那津官家の可能性が高く、日本の国家形成期を考える上で重要な遺跡であることから、平成13（2001）年8月13日付けで史跡指定された。

福岡市（以下、「本市」という。）は平成13（2001）年10月に史跡指定地（以下、「指定地」という。）を公有化し、管理を行ってきた。重要な歴史的資産である本史跡を適切に保存すると共に、市内をはじめとする関連文化財を含めて、広く活用される史跡とするためには、十分なマネジメントを進める必要がある。そこで、令和元（2019）年度に国指定史跡比恵遺跡保存活用計画策定委員会を設置し、令和2（2020）年3月に「国指定史跡比恵遺跡 保存活用計画」（以下、「保存活用計画」という。）を策定した。国指定史跡比恵遺跡整備基本計画（以下、「本計画」という。）は、この保存活用計画に基づき、史跡の保存と整備、活用について具体的な手法を定めるものである。

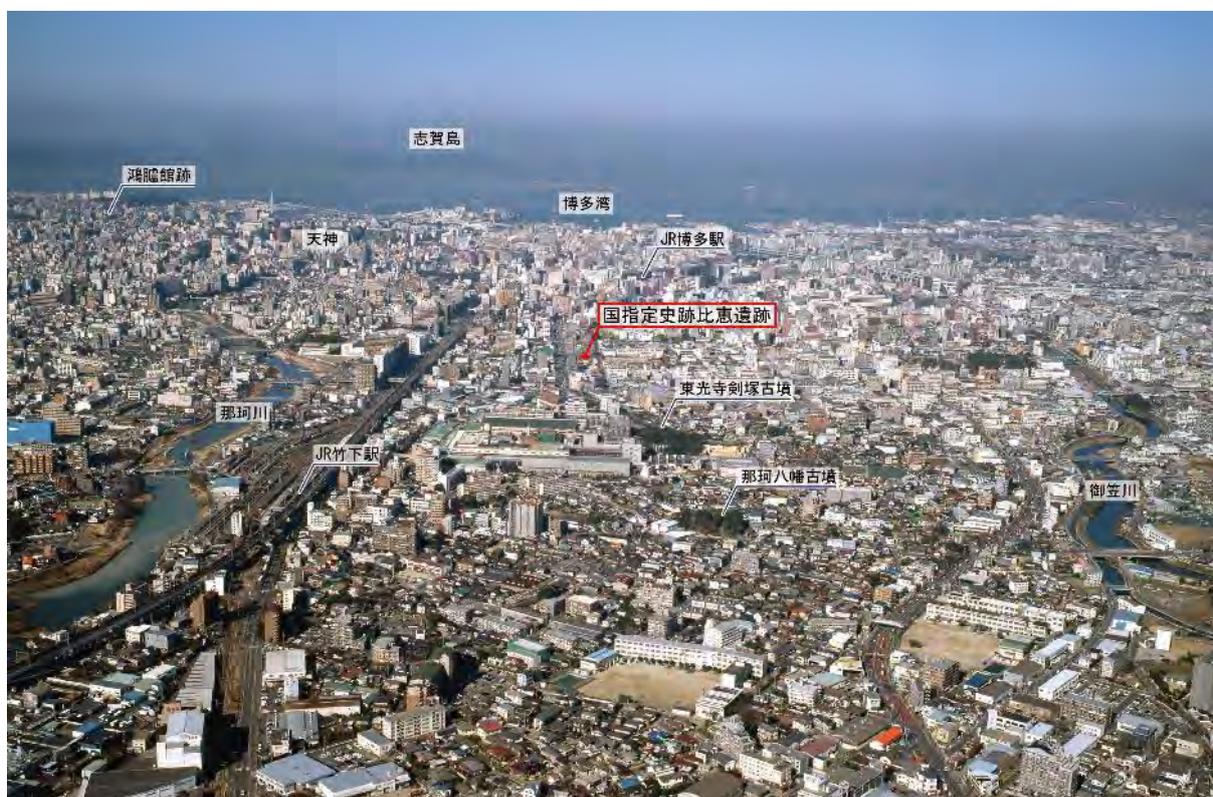


写真 1-1 比恵遺跡周辺の航空写真（南東から）

第2節 計画策定の目的

保存活用計画で定めた基本理念である「古代の比恵遺跡を地域のたからとして、まなび、つなげる」を実現するために、本史跡の本質的価値を適切に保存し、歴史的価値を分かりやすく伝える整備、活用を図ることを目的に本計画を策定する。

第3節 計画期間

本計画の期間は、令和8（2026）年4月1日から令和18（2036）年3月31日までの10年間とする。

第4節 計画の対象区域

本計画の対象とする区域（図1-1、以下、「計画区域」という。）は、指定地とする。

ただし、比恵遺跡群においては発掘調査がなされていない部分も多く、関連遺構が存在する可能性があるため、今後の調査・研究の進展の結果、柵や倉庫群等、史跡指定に値する重要な遺構が確認された場合は、史跡の追加指定や公有化、計画区域の拡大について検討する。



図1-1 計画の対象区域

第5節 計画策定の体制と経過

1. 体制

福岡市経済観光文化局（文化財活用部史跡整備活用課）を事務局として、文化庁、九州歴史資料館、福岡県文化財保護課の助言に基づき、都市計画、考古学の学識経験者と学校関係者及び地域代表者から意見聴取を行った（表1-1・2）。

表 1-1 委員

氏名	所属・役職等	専門
河野 雅也	西日本工業大学名誉教授	都市計画
立木 好裕	春住校区自治協議会会長	地域
辻田 淳一郎	九州大学大学院人文科学研究院教授	考古学
振原 直子	福岡市立春住小学校校長	学校教育

表 1-2 助言

氏名	所属・役職等
小野 友記子	文化庁文化資源活用課整備部門（記念物）文化財調査官
入佐 友一郎	九州歴史資料館埋蔵文化財調査室室長補佐
下原 幸裕	福岡県教育庁教育総務部文化財保護課文化財保護係長
城門 義廣	福岡県教育庁教育総務部文化財保護課文化財保護係技術主査

2. 検討経過

4回の検討会に加え（表1-3）、委員に対して文書による意見聴取や、文化庁及び福岡県、地域との協議を実施し（表1-4）、検討の充実を図った。

表 1-3 検討会

回	日時	場所	内容
第1回	令和6（2024）年11月15日	福岡市立春住小学校	第1章～第5章について 整備活用手法について
第2回	令和7（2025）年1月31日	福岡市立春住小学校	第1章～第5章の修正について 第6章について
第3回	令和7（2025）年3月28日	福岡市立春住小学校	第2回検討会指摘事項にかかる 修正等について
第4回	令和7（2025）年9月30日	福岡市立春住小学校	第3回検討会指摘事項にかかる 修正等について

表 1-4 検討経過

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
検討会		●		●		●						●
文化庁協議		●		●		●			●			●
県協議	●●	●		●		●			●			●
地域協議			●									

第6節 関連計画との関係

1. 上位計画・関連計画

本計画の位置づけは以下のとおりで、各計画との整合性を図りつつ、本計画を策定した(図1-2)。

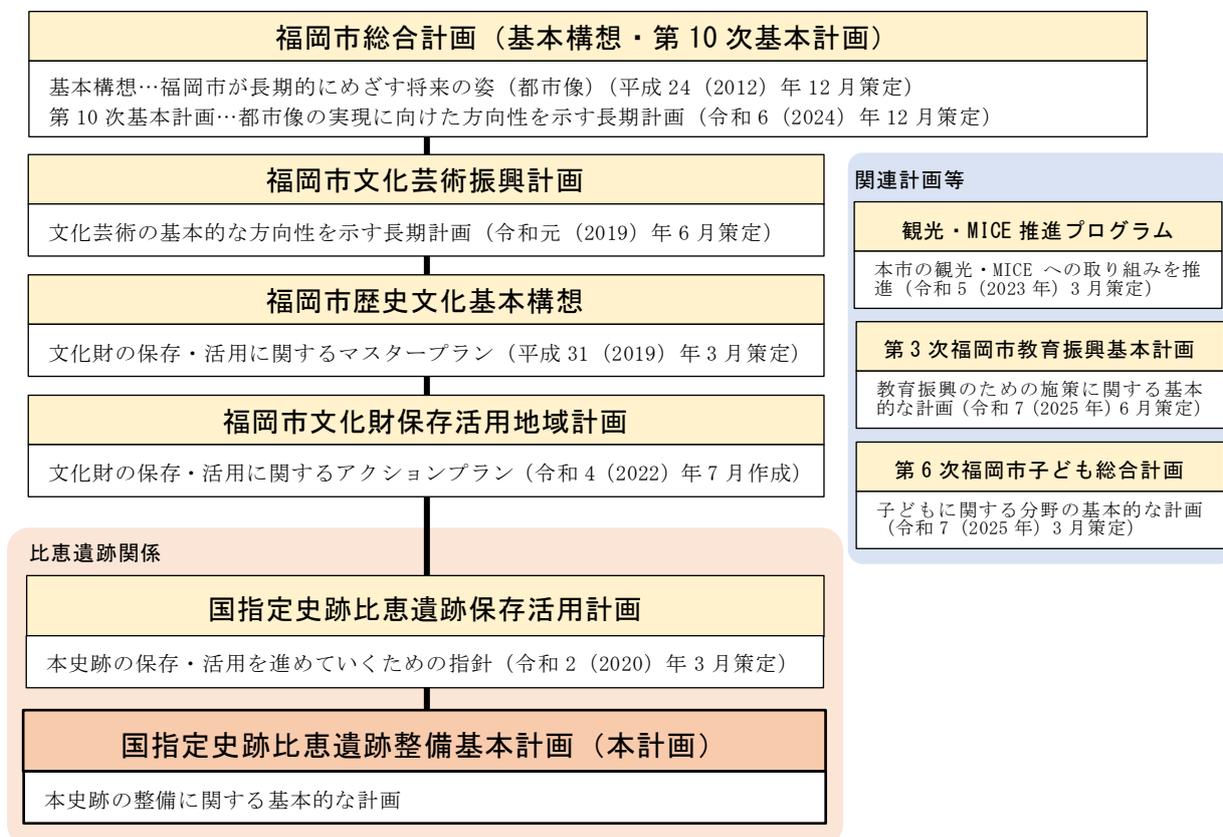


図1-2 計画の位置づけ

2. 関連法令

(1) 文化財保護法

本史跡は、文化財保護法第109条(指定時は第69条)第1項に基づき史跡に指定されている。指定地内において現状を変更する場合は同法第125条第1項に基づき、文化庁長官による許可を得なければならない。なお、指定地及び周辺は、周知の埋蔵文化財包蔵地である「比恵遺跡群」として知られている。

(2) 都市計画法

本市は全域が都市計画区域であり、市街地が広がる範囲は市街化区域となっている。山間部や福岡空港については、市街化調整区域である。本史跡は市街化区域となっている。土地利用に関する法規制があり、用途地域ごとに建築用途や建蔽率、容積率が決められている。

また、本史跡のうち県道沿いに道路境界から30mは商業地域が設定され、^{はるすみ}春住小学校(以

下、「春住小」という。)側は準工業地域が設定されている。商業地域の範囲は準防火地域と地区計画(博多駅南5丁目地区地区計画)が設定されている(図1-3、表1-6)。また、建築物を新築するなど土地の形質の変更を行う場合は開発許可が必要となる(表1-5)。

以上の関係各法の下、史跡整備は可能であるが、指定地の一部は都市計画法上の準防火地域に定められているため、柵や倉庫群等の復元展示を計画する際は使用材料等に留意する必要がある。



図 1-3 都市計画図

表 1-5 土地利用規制法等による行為規制

根拠法令	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	罰則規定
都市計画法	都市計画区域	①開発行為 住宅都市みどり局 建築指導部 開発・盛土指導課 ②建築規制 住宅都市みどり局 建築指導部 建築指導課	①開発行為 1,000㎡以上の開発行為(建築物・工作物を設置する目的で行う行為)について許可が必要。ただし、1,000㎡以上の開発行為であっても、農林漁業用倉庫や市が管理する建築を目的として行われる開発行為は許可不要。 ②建築規制 建築物を建築する場合は、建築基準法に基づき、着工前に建築確認申請を提出し、確認済証の交付を受けなければならない。また、工事が完了したときは、検査を受ける必要がある。	罰金

表 1-6 地区計画の内容

名称	博多駅南五丁目地区地区計画		
位置	福岡市博多区博多駅南五丁目の一部		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、九州の陸の玄関口であるJR博多駅から南へ約1kmに位置する、都市計画道路博多駅五十川線（幅員22m）沿線の商業・業務施設の集積が進行しつつある地区である。都心周辺部の幹線道路沿線としての立地特性を持つ当地区には、今後も商業・業務を主体とした機能の集積が更に見込まれる。</p> <p>このため、土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、健全な商業・業務機能の充実を図ると共に、周辺の工業機能との調和のとれた良好な市街地環境の形成を図ることを目標とする。</p>	
	土地利用の方針	<p>幹線道路に面した立地特性を生かし、周辺の環境に配慮した健全な商業・業務施設等の集積を図る。</p>	
	建築物等の整備の方針	<p>土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、建築物等の用途の制限を定めるとともに、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度を定め、狭小敷地の共同化を促進する。</p>	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築してはならない建築物は次に掲げるものとする。</p> <p>1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項に掲げる用途に供する建築物</p>
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	<p>敷地面積が 200 m²未満の建築物にあっては、10 分の 20 とする。</p>

（3）景観法

市全域に景観法に基づく景観条例と景観計画が設定されており、一定規模の建物の新築や改築、外壁の改修などには基準を満たす必要がある。

本史跡は一般市街地ゾーンに含まれ、建築物及び工作物共に高さ 31m を超えるもの、建築物では延べ面積が 10,000 m²を超えるものが届出の対象となる。併せて、屋外広告物の商業・沿道系地域に該当しており、規格基準が定められている（表 1-7）。

表 1-7 ゾーンごとの景観形成方針（一般市街地ゾーン）

対象	行為の制限
規模・配置	<ol style="list-style-type: none"> まちなみの連続性や適切な隣棟間隔の確保等、周囲への圧迫感の軽減に配慮する。 大濠公園、舞鶴公園等大規模な公園等の近辺では、公園等からの見え方に配慮した高さ・規模とする。
形態・意匠	<ol style="list-style-type: none"> 室見川等主要な河川沿いでは、対岸からの見え方に配慮した意匠とする。
夜間景観	<ol style="list-style-type: none"> 住宅地では、防犯に配慮した適度な照明計画とする。
屋外広告物	<ol style="list-style-type: none"> 幹線道路沿いに掲出する屋外広告物等は、景観阻害要因とならないよう高さや規模に配慮するとともに、沿道の賑わい形成に配慮する。

第2章 史跡の周辺環境

本史跡は、周知の埋蔵文化財包蔵地である比恵遺跡群を構成する一要素である（図2-2・3）。以下では、本史跡の周辺環境として、比恵遺跡群や、隣接する那珂遺跡群、山王遺跡を取り上げて地理的、歴史的環境を述べる。また、史跡周辺の社会的環境に触れる。

第1節 地理的環境

比恵遺跡群は、福岡平野の中央部を北流する那珂川と御笠川に挟まれた丘陵上に立地する（図2-1）。この丘陵は、花崗岩風化礫層を基盤とし、その上面に阿蘇火砕流堆積物であるAso-4由来の八女粘土及び鳥栖ローム層が堆積する。南北約1km、東西0.8kmを測り、その面積は65haに及ぶ。都市化の影響で表層地形の改変が著しく、現況の標高は北端部で約5m、南端部で約7mを測る。

比恵遺跡群内の旧地形は、旧河川の開析や浸食によって起伏に富む複雑な様相を示す。そのうち本史跡は、旧河川により丘陵本体から切り離された島状の独立丘陵に位置する。

なお、比恵遺跡群の南側及び東側は、浅い鞍部や谷地形を挟みながら一連の丘陵が広がる。これらはそれぞれ、那珂遺跡群、山王遺跡と呼んでいるが、同じ丘陵上にあるため、一連の遺跡と捉えることができる。また北側は、中世貿易都市として著名な博多遺跡群が立地する砂丘の後背湿地となる。



図2-1 福岡市の地理



図 2-2 比恵遺跡周辺の主要遺跡

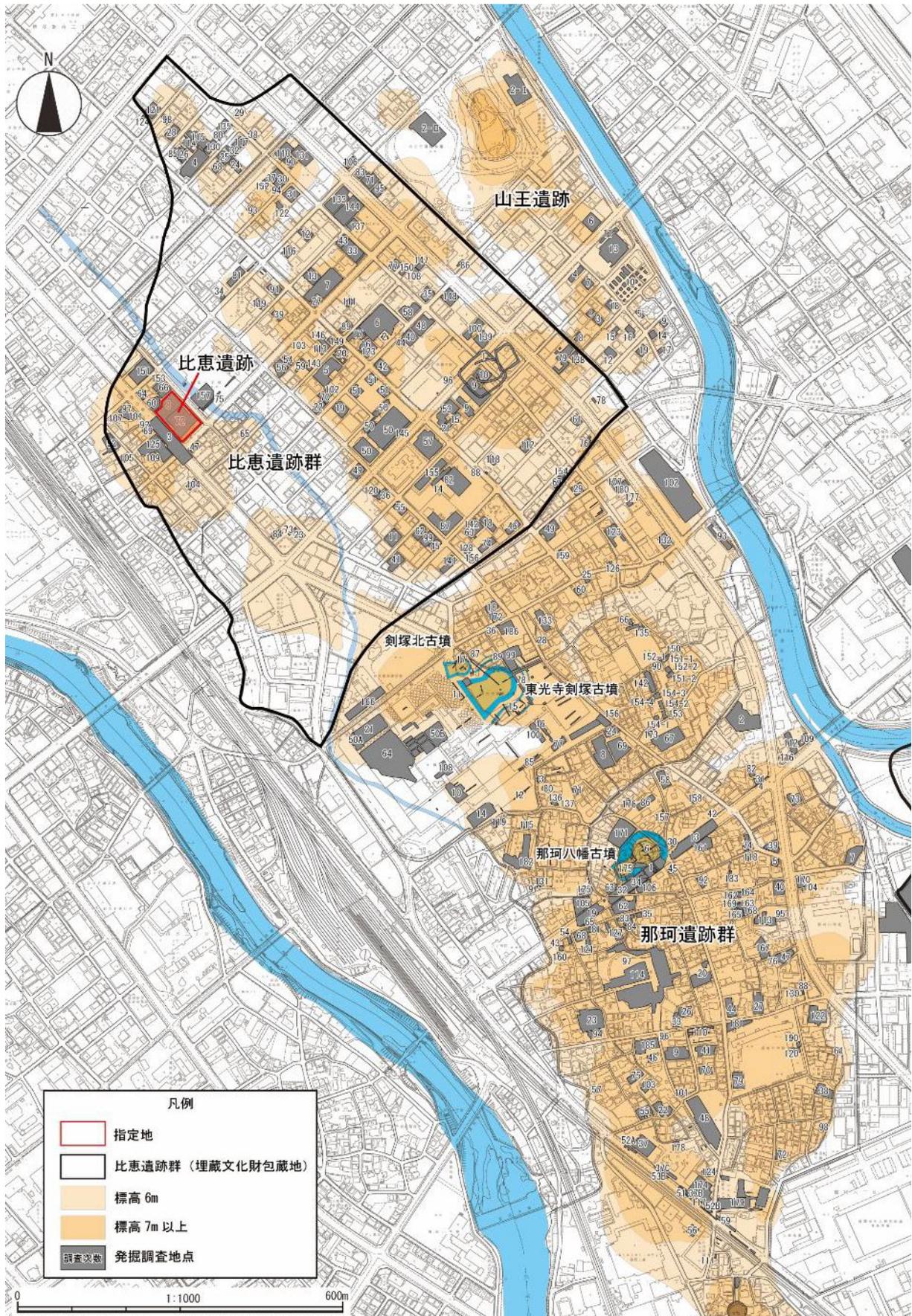


図 2-3 比恵遺跡群周辺の旧地形復元と発掘調査地点

第2節 歴史的環境

比恵遺跡群が所在する福岡平野中心部は、3世紀に中国正史として編纂された『三国志』の『魏書』^{とういでんわじんのじょう}東夷伝倭人条に記述のある奴国に当たる。古代には那津、^{なのあがた} 儼^{なのおおつ}、那大津などと呼ばれ、律令制下では中心部が那珂郡、東側が席田郡に当たる。このような歴史背景から、福岡平野では弥生時代以降、古代から中世に至る多くの生活痕跡が展開する。比恵遺跡群は、これまでに162次の発掘調査が実施され（令和7（2025）年3月時点）、旧石器時代から近世・近代に至るさまざまな遺構や遺物を確認している。

1. 弥生時代（紀元前7、8世紀頃～3世紀前半）

前期には、比恵遺跡群内で最も古い集落が遺跡群の北側で形成され始め、竪穴建物や貯蔵穴群を確認している。隣接する那珂遺跡群の南西端では、早期に遡る福岡平野最古の二重の環濠で囲まれた集落が築かれており注目される。その後、中期にかけては広く集落が展開し、特に中期後半から後期には、爆発的に遺構が増加している。特筆すべき遺構として数多くの井戸が挙げられ、人口の急増に伴う水資源の確保のために掘削されたものであろう。そのほか、居館を想像させる大規模な方形区画、大小の運河や灌漑施設、道路、倉庫群が見つかり、列島各地の土器や青銅器の鑄造遺物なども出土している。

2. 古墳時代（3世紀後半～6世紀）

本史跡の主体となる古墳時代には、初頭に福岡平野最初の前方向後円墳である^{なかほちまん}那珂八幡古墳が那珂遺跡群の中央部に築造される。この首長墓の立地は、直前の弥生時代に設けられた道路と密接に関係するもので、道路の延長距離は1.5km以上に及び、幅は約7mを測る。また、道路に沿って、比恵遺跡群では集落が配置され、那珂遺跡群では^{けんづかきた}那珂八幡古墳のほか、やや小規模な墳墓群が規格的に配置される。さらに首長墓である^{けんづかきた}剣塚北古墳（5世紀後半）と^{とうこうじけんづか}東光寺剣塚古墳（6世紀中頃）の前方向後円墳が那珂遺跡群に築造されるなど、古墳時代後半の福岡平野内での重要な位置を失っていない。

ただし、3世紀後半頃以降、5世紀にかけては、集落の確認例が少なくなり、一時的な衰退傾向がみられる。6世紀になると掘立柱建物と竪穴建物で構成される集落が比恵遺跡群や那珂遺跡群で出現する。比恵遺跡群では、本史跡が立地する西側の島状丘陵部分と遺跡群南半部の中央高所に認められる。また、同地点における遺構の検出状況から、継続的に集落が経営されたことが分かる。

ここで特筆すべきは、本史跡の指定に関わる柵と倉庫群の造営が6世紀後半に始まり、集落とは排他的に立地する点である。これらの遺構は規格性が高く、ミヤケ状遺構などと呼ばれ、那津官家に比定される本史跡（第8、72次調査）以外に、本遺跡群北西部の第7、13、39、108、125次調査でも確認している。前者が最大規模を誇るが、やや小規模な後者も那津官家を構成する一部であった可能性があり、比恵遺跡群の北西の丘陵端部付近には、これらの遺構が広がることが明らかとなってきた。これらの倉庫群は、古墳時代後期に通有の倉庫と比べて規格的な配置が際立っているほか、2～3倍程度の建築規模や布掘りの採

用など、特別な建物で構成される。なお、この造営開始時期は先に触れた大型の前方後円墳である東光寺剣塚古墳とほぼ同時代であり、その被葬者は那津官家の管掌者であった可能性もある。

3. 古代（7世紀～11世紀）

7世紀以降になると、那珂遺跡群に展開する遺構群の比重が大きくなる。6世紀末～7世紀初頭と推定される最古期の古瓦も出土しており、瓦葺き建物が存在したことが分かる。なお、この時期までに上述のミヤケ状遺構は廃絶している。那珂遺跡群では、7世紀代に存続期間の短い建物を検出しており、大宰府の前身である筑紫大宰^{つくしのおおみこともち}や斉明天皇の長津宮^{ながつみや}に関連する遺構との指摘もある。

斉明天皇6（660）年に百済が滅亡すると、倭は百済復興のために救援軍を送ったが、天智天皇2（663）年の白村江の戦いで唐・新羅の連合軍に敗れた。国防・政治体制の変革を迫られた倭は、筑紫大宰を福岡平野の奥に移し、周辺に土塁と外濠をあわせもつ城壁である水城や、山城である大野城・基肄城等の防衛施設を築き、能古島等の湾岸には防人を配置した。

大宝元（701）年には、九州全体の統括と外交・軍事を担うために大宰府が置かれた。大宰府の外交施設として博多湾岸に設置された筑紫館は、外国からの使者の迎賓や、唐や新羅へ渡る使節の出発・帰国の場として機能した。平安時代に入ると、この施設は唐の外交施設である鴻臚寺にならって、鴻臚館と呼ばれるようになった。9世紀以降、遣唐使が派遣されなくなった頃には、唐や新羅の貿易商人たちとの交易の拠点へと変わっていった。

9世紀から11世紀には、比恵遺跡群で集落に関わる遺構や遺物が認められるが、その分布は散漫である。比恵遺跡群は、律令体制下には筑前国那珂郡に属し、9郷のうち那珂郷にあった。

4. 中世（12世紀～16世紀）

12世紀～13世紀前半には、比恵遺跡群の南側を主体に集落が展開し、北側では農業用の灌漑水路が認められることから、村落化に伴って水田開発が進んだことを示している。その後、14世紀にかけて、集落の主体は那珂遺跡群に集約され、比恵遺跡群では可耕地がさらに拡大することが多くの水路の検出よりうかがえる。なお、中世後半（15世紀～16世紀）では、遺構の検出例が比恵遺跡群では少なく、前代同様に集落の主体は那珂遺跡群や山王遺跡にある。比恵遺跡群を含む周辺は那珂^{さいごう}西郷にあたり、主に宮崎宮領となっており、少式氏や大内氏による所領争いの舞台になった。

5. 近世以降（17世紀以降）

豊臣秀吉による九州平定後、筑前国は小早川氏の領地となり、その後の関ヶ原の戦いの戦功によって、豊前国から国替えした黒田氏の福岡藩領となって幕末に至る。同氏の居城であった福岡城の城下の東側は那珂郡となり、比恵遺跡群の周辺は、おおむね西側が犬飼村、東側が比恵村となった。近世の地誌によれば、犬飼村には人家が少なく、博多の住民

が田地の耕作に携わっていたようである。両村は明治22(1889)年までの村名で、その後、堅粕村、堅粕町となり、昭和3(1928)年に福岡市に合併し、現在は比恵遺跡群の多くが博多区博多駅南に含まれる。

以上を踏まえて、本史跡の歴史的経緯をストーリーとして次のとおりまとめる。

比恵遺跡（那津官家）のストーリー

『日本書紀』のミヤケを体感できる唯一の史跡

—交流の歴史をつなぐ鴻臚館・大宰府エピソード ZERO—

アジアに開かれた博多湾に面する本市は、「人と環境と都市活力が高い次元で調和したアジアのリーダー都市」の実現を目指している。このような方向性は海を通じた交流を軸とした歴史がその素地にある。

今から約1500年前、東アジアでは中国における南・北王朝の並立や、朝鮮半島諸国間の関係悪化により緊張が高まっていた。日本列島では朝鮮半島外交を巡って、ヤマト王権と北部九州の豪族・筑紫君磐井による軍事衝突が起こった。この磐井の乱を収めたヤマト王権は、地域支配の強化を進めるために日本列島各地にミヤケを設置していく。ミヤケはヤマト王権の地域支配の拠点で、倉庫、役所、外交施設、軍事基地、港湾施設等が置かれた。

『日本書紀』宣化天皇元(536)年条には、「官家を、那津の口に修り造てよ。」と記されており、那津、すなわち博多湾岸にミヤケが設置されたことがわかる。那津官家は、北部九州をはじめとする各地のミヤケからの穀物の集積に加えて、東アジア諸国からの賓客の饗応、対外出兵のための軍事基地も担ったとされ、ミヤケの中でもヤマト王権にとって特に重要度の高いミヤケだった。

昭和59(1984)年、比恵遺跡の発掘調査で、整然と並ぶ古墳時代後期の三本柱柵跡と倉庫跡7棟が姿をあらわした。ミヤケに穀物を集積した倉庫群を彷彿とさせることから、那津官家に関連する遺構と推定され、「やはり「那津官家」だ」、「那津官家？見つけた」などの新聞報道もあった。その後、平成12(2000)年の発掘調査でさらに倉庫跡3棟と三本柱柵跡が見つかり、柵に囲まれた区画の規模が一辺約60mであることが確認された。ミヤケは『日本書紀』等の文献に60件程度記されているが、発掘調査でミヤケに関連する遺構が確認されて、なおかつ史跡指定されているのは比恵遺跡が全国唯一である。

発掘調査成果によると、福岡平野ではミヤケ設置後の6世紀後半代から集落が増加し、大規模な須恵器生産や鉄生産も進められ、博多湾岸地域の活力が高まっていったことが判明している。その後7世紀後半以降になると、那津官家のある比恵・那珂付近は集落が少なくなることから、那津官家の機能は鴻臚館・大宰府へ引き継がれたとみられる。

日本列島内外から人や物が行き交い、博多湾岸地域の活力を高めるきっかけとなった那津官家。その成立は鴻臚館や大宰府の前身としての歴史、いわばエピソード ZERO ともいえ、本市の交流を軸とした発展を考える上で重要な位置を占めているのである。

第3節 社会的環境

1. 人口

(1) 福岡市

本市の推計人口は、令和7（2025）年10月時点で約167万人である（図2-4）。1年当たりの人口増加率は1%前後で推移する（図2-5）。政令指定都市では第5位の人口である。また、将来推計人口によれば日本全体では減少するが、本市は2040年頃まで増加し、170万人を超える見込みである。

(2) 博多区と春住校区

令和7（2025）年9月末日の登録人口は、博多区は24.9万人で、世帯数は16万世帯である（図2-5）。春住校区（図2-9）は人口が12,546人で、世帯数は8,652世帯である（図2-6）。5年ごとに約1.2倍のペースで人口が増加している。人口構成は男女ともに20～30歳代が市内や博多区の割合と比べて大きい一方、65歳以上の高齢者の割合は13.2%で、市内や博多区に比べて低い（図2-7）。

また、春住小の児童数推移を見ると、平成17（2005）年の児童数は293人で、以後5年ごとに約1.3倍のペースで増加し、令和7（2025）年には685人を数える（図2-8）。これは指定学校変更許可区域の設定により通学区域の弾力化を取り入れたことも要因の一つとみられる。

以上から、春住校区は20～30歳代の若者や子育て世代の家族が多いことが分かる。

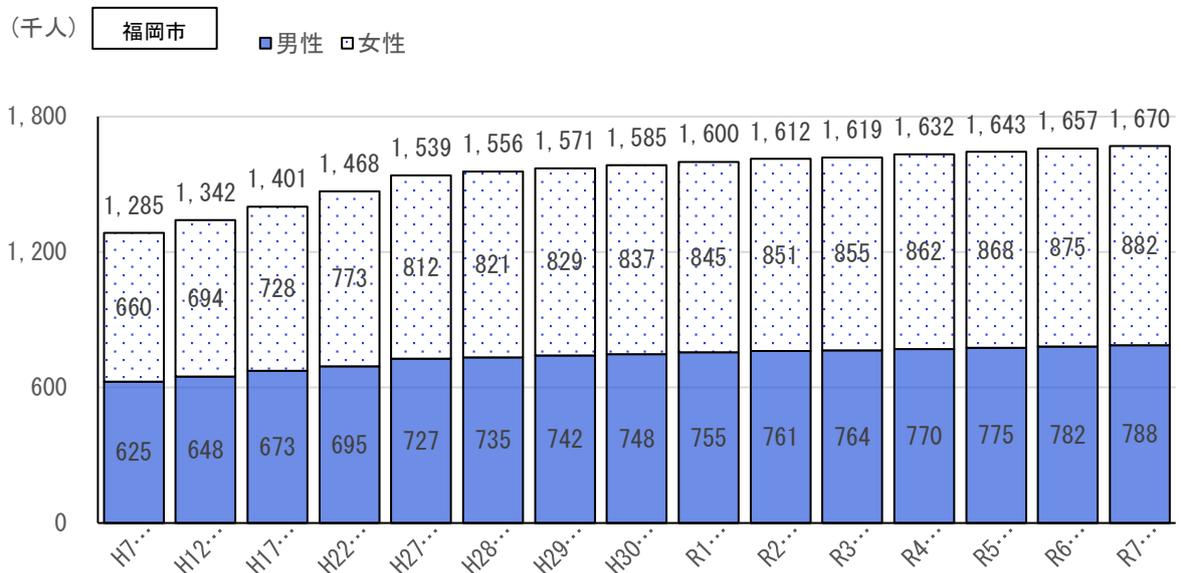


図2-4 福岡市の総人口及び男女別人口の推移（推計人口）

表2-1 1世帯あたりの人数

(人)

	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)
福岡市	2.17	2.08	2.00	1.92	1.82
博多区	1.89	1.79	1.72	1.63	1.56
春住校区	1.71	1.60	1.59	1.55	1.45



図 2-5 福岡市・博多区の人口と世帯数推移（登録人口）

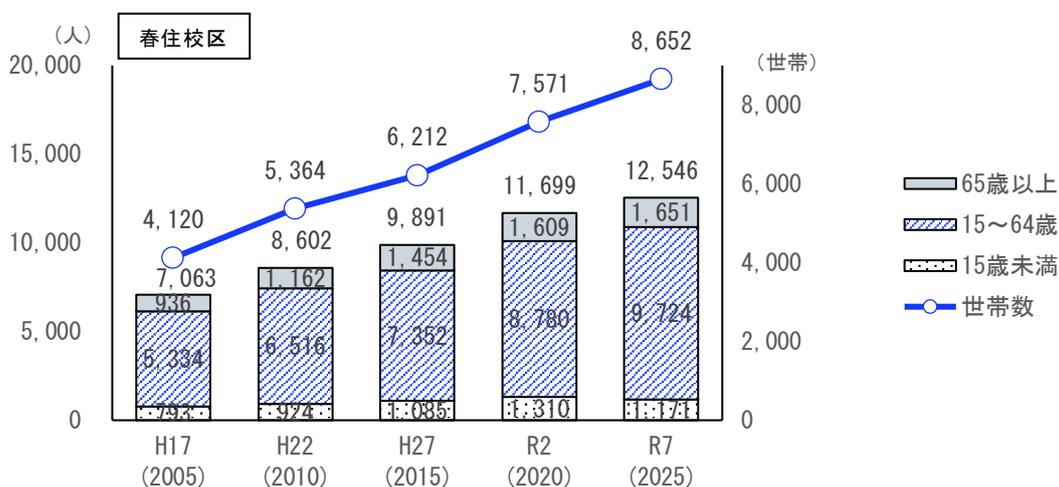


図 2-6 春住校区の人口と世帯数推移（登録人口）

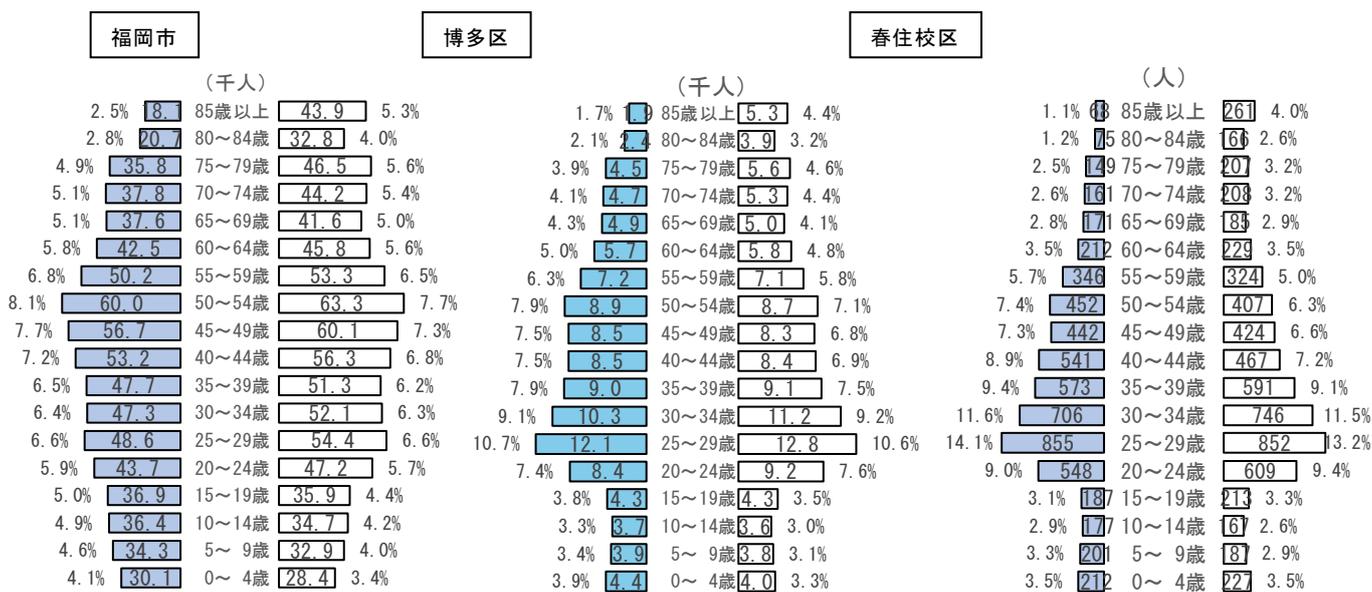


図 2-7 男女年齢別区分別人口（登録人口）

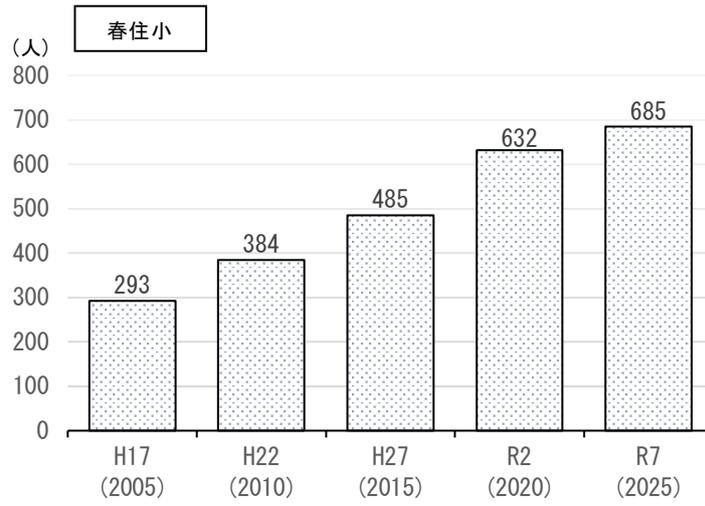


図 2-8 春住小児童数推移（登録人口）

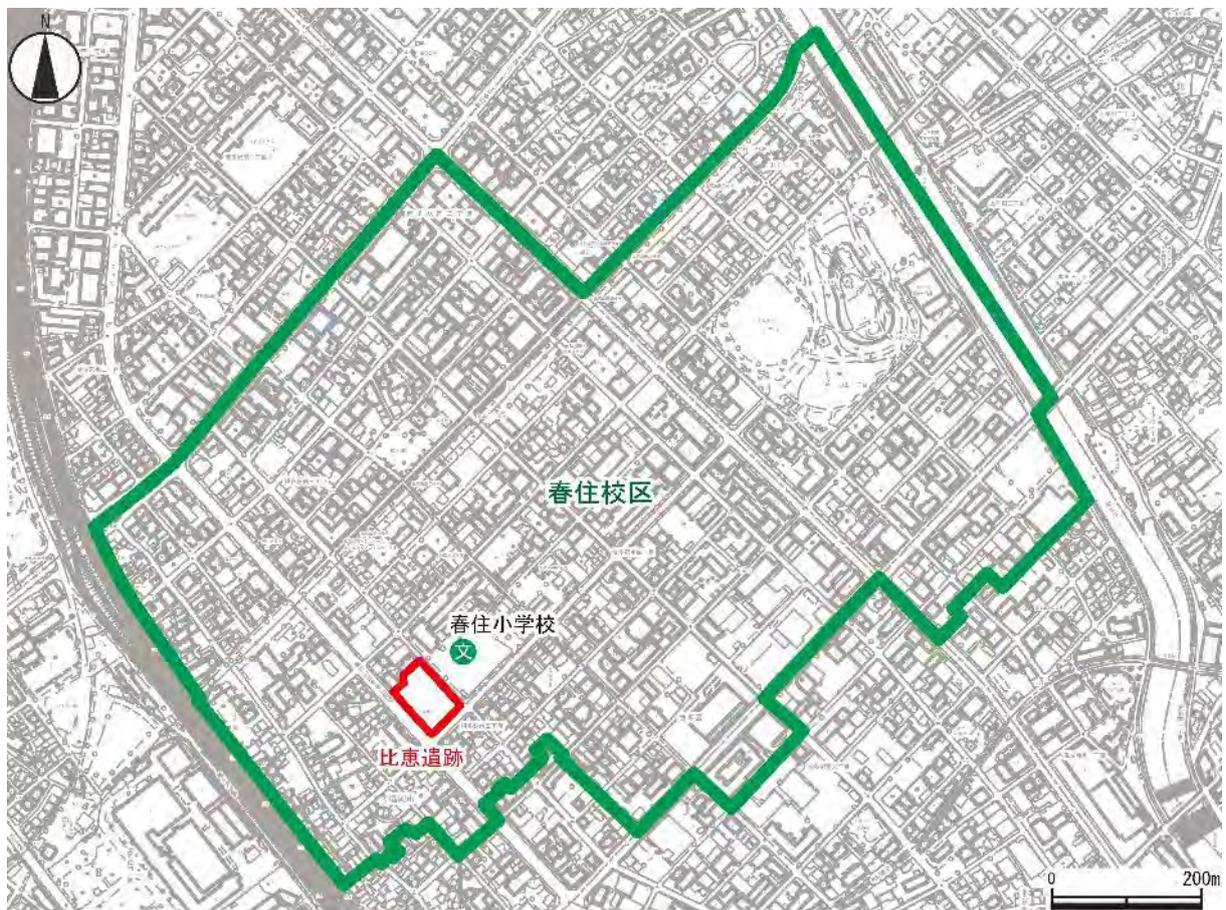


図 2-9 春住校区と指定地

2. 交通・アクセス

本史跡は、JR 博多駅及び福岡市営地下鉄空港線博多駅と、JR 竹下駅のほぼ中間に位置する。両駅からはそれぞれ約 1.5km の距離で、徒歩 20 分程度である。また、本史跡の西を走る県道 575 号山田中原福岡線（竹下通り）は、博多ふ頭－天神－博多駅－竹下－南区井尻・日佐の間を結ぶ西鉄バスの路線で、本史跡に隣接して春住町のバス停がある。一方、車では福岡都市高速環状線の半道橋出入口、榎田出入口から約 2km で広域アクセスも良好である（表 2-2・3、図 2-10）。なお、周辺には複数の民間有料駐車場があるが（図 2-11）、バスの駐車場はない。

表 2-2 公共交通機関

地下鉄	福岡市営地下鉄空港線：博多駅、東比恵駅
JR	鹿児島本線：博多駅、竹下駅
西鉄バス	46・46L 系統バス停留所：春住町

表 2-3 道路

高速道路	福岡都市高速環状線：半道橋出入口、榎田出入口
一般道路	県道 575 号山田中原福岡線（竹下通り） 博多駅南 2397 号線（春住小南通り） 博多駅南 2406 号線

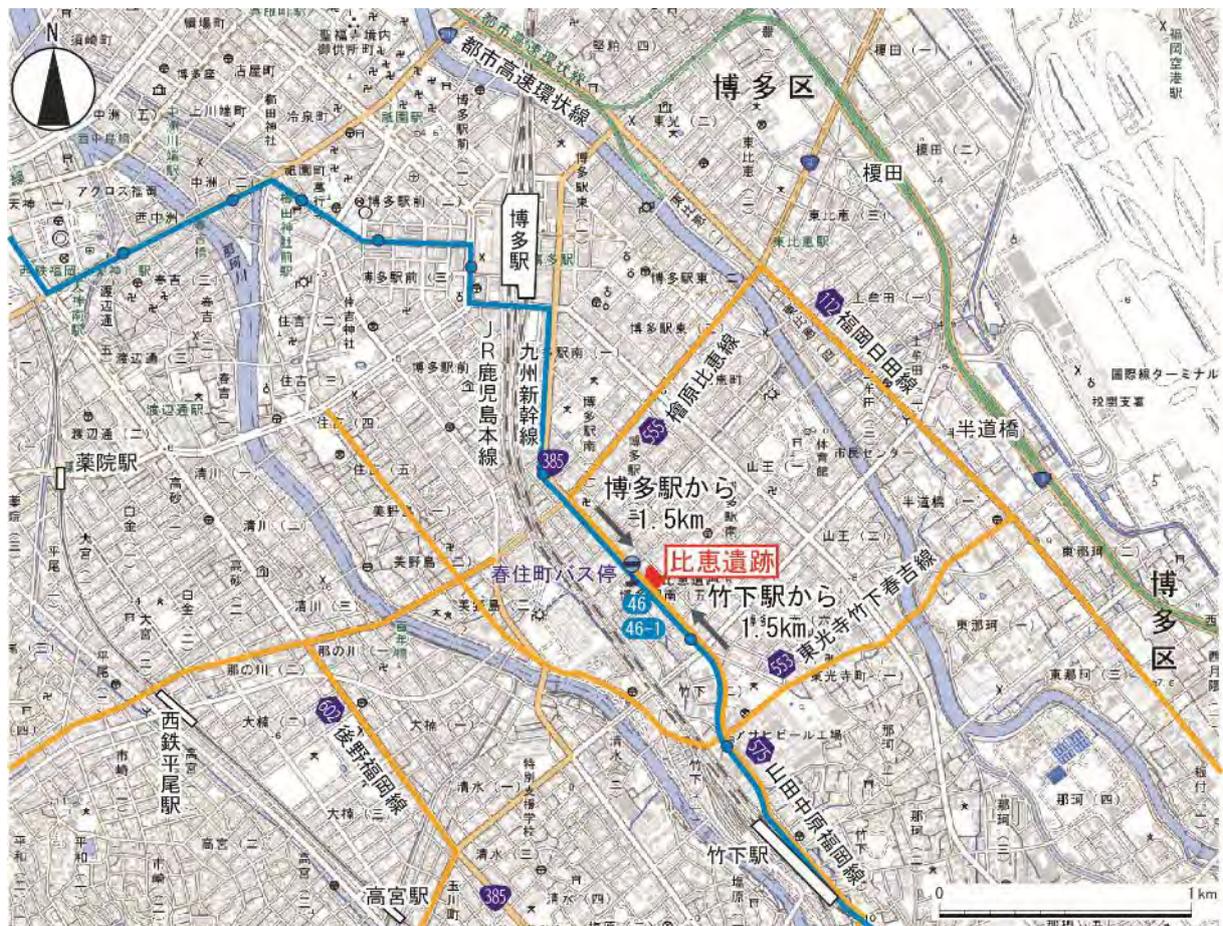


図 2-10 交通網図

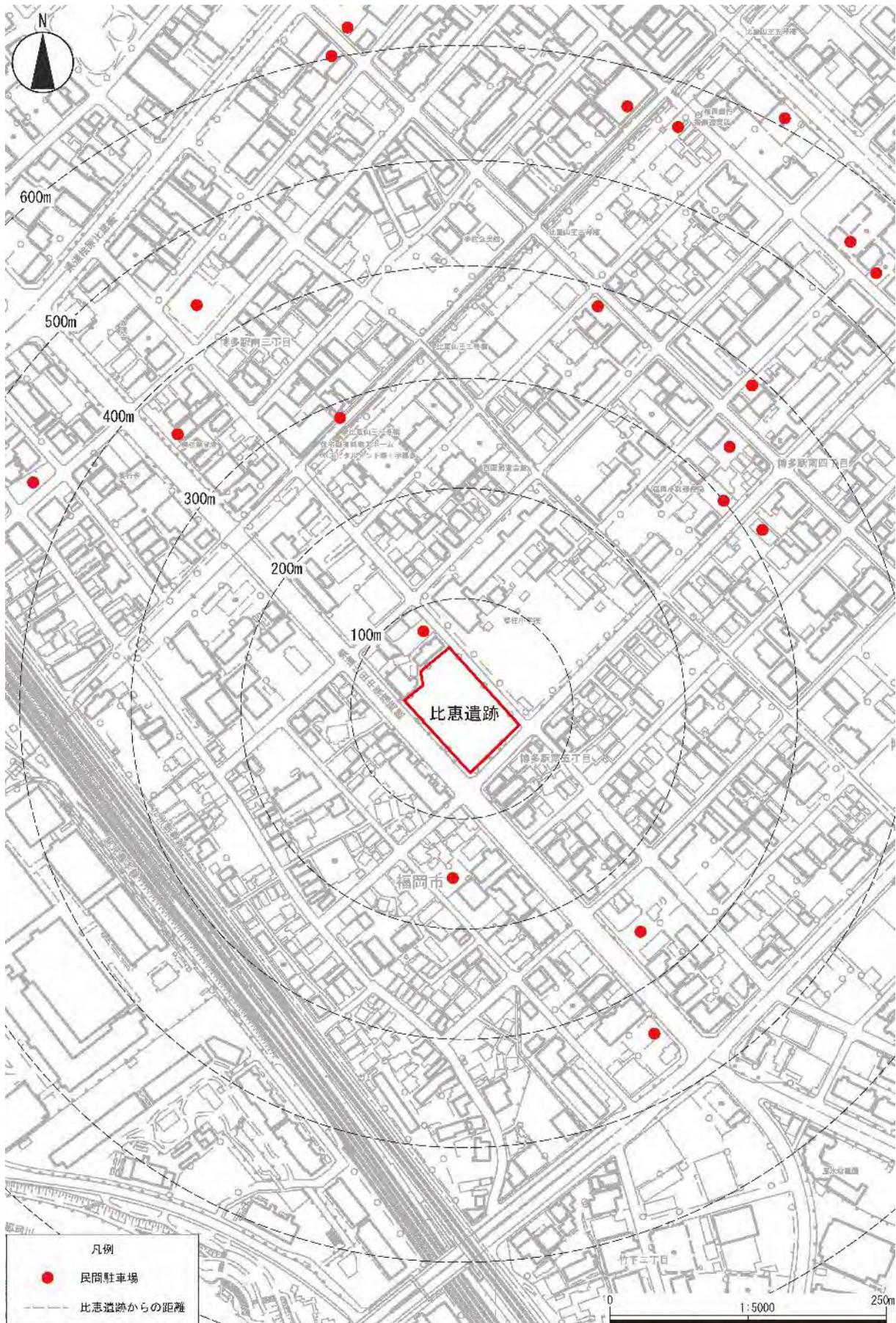


図 2-11 比恵遺跡周辺の民間駐車場（令和 7（2025）年 3 月時点）

3. 災害

本市のハザードマップによれば、本史跡で予想される災害は、洪水浸水と高潮の被害、警固断層を震源とした地震である。

(1) 水害

洪水浸水は那珂川流域など地盤が低い箇所が含まれ、本史跡の北側が 0.5m 未満の河川浸水区域である（図 2-12）。台風等による高潮では本史跡周辺でも影響が想定され、隣接する春住小は浸水するとみられる（図 2-13）。

(2) 地震

本史跡は福岡平野を南東に伸びる警固断層に近く、平成 17（2005）年 3 月 20 日に起きた福岡県西方沖地震では震度 5 弱（博多区）を観測した。本市公表の揺れやすさマップによれば、警固断層南東部帯を震源としたマグニチュード 7.2 の地震が発生した場合、博多区のほとんどが震度 6 強に該当し、地震時には一帯でも被害が想定される（図 2-14）。



図 2-12 河川浸水想定図



図 2-13 高潮想定図

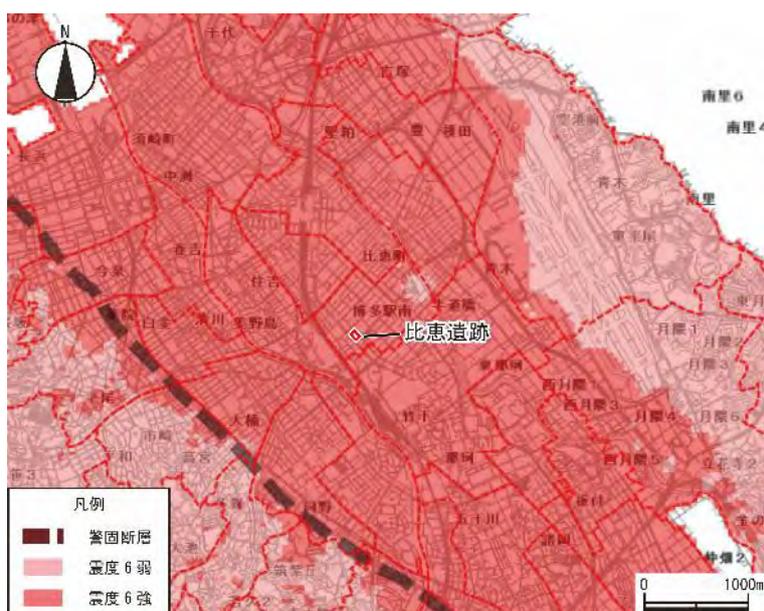


図 2-14 揺れやすさ想定図

4. 観光

本市の令和5（2023）年の入込観光客数は2,309万人で、新型コロナウイルス感染症流行で落ち込んでいた観光客数が回復し、流行以前の令和元（2019）年を上回った（図2-15）。令和6（2024）年の本市における外国人入国者は、韓国（57.3%）、台湾（13.3%）が全体の7割を占める。近年は、地域の歴史や伝統文化、自然環境に配慮しながら、観光による地域経済への活性化につなげる持続可能な観光地域づくりが求められている。

また、全国の教育旅行の統計を示した『教育旅行年報「データブック2025」』の「国内修学旅行の実態とまとめ」によれば、重点を置いた活動内容のうち「遺跡・史跡・文化財・寺社等の見学」が中学校では1位、高等学校では2位となっており、史跡等の需要の高さがうかがえる。本市では、板付遺跡や元寇防塁など歴史の教科書で扱われる史跡が教育旅行の見学先に挙げられ、これらと関連づけることで教育旅行における活用も見込まれる。

以上から本史跡は、本市の史跡や関連文化財と絡めたストーリーによって回遊性を高めることで、エリアの魅力を楽しむ周遊型の観光や、教育旅行等での活用も想定できる。

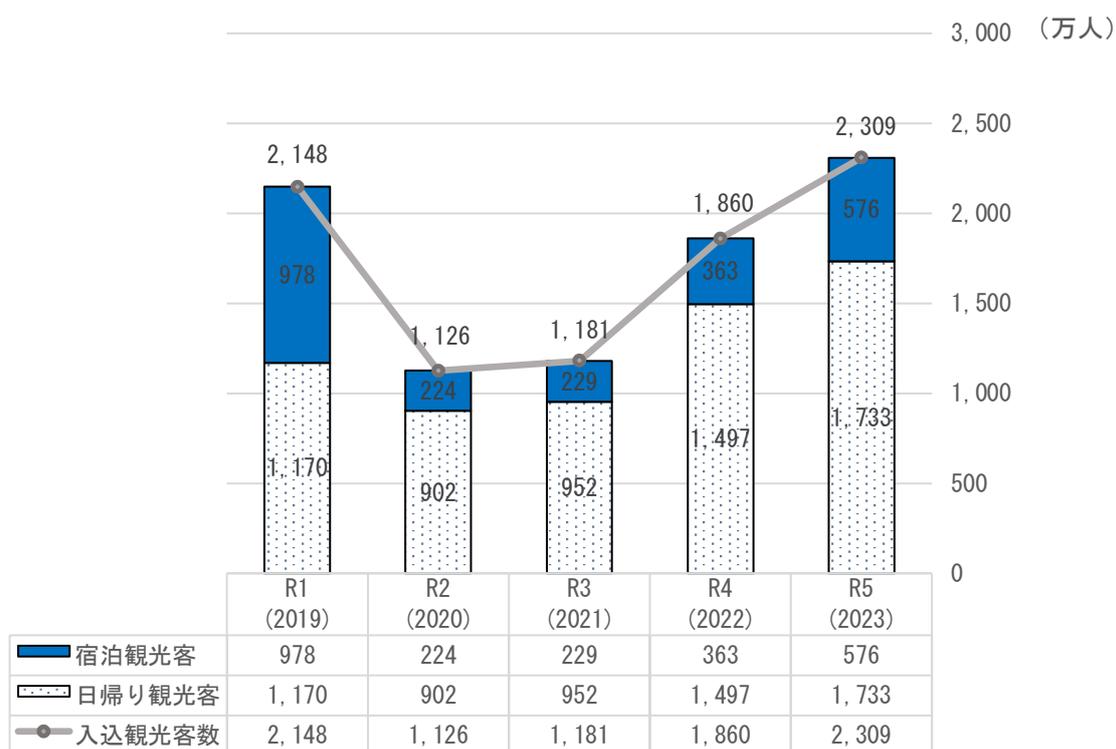


図2-15 入込観光客数（推計）の推移

第3章 史跡の概要

第1節 史跡指定の状況

史跡指定の状況は以下のとおりである。

表 3-1 史跡指定の状況

名称	比恵遺跡
種類	史跡
所在地	福岡県福岡市博多区博多駅南5丁目71-14 (令和4年3月22日合筆前は71-14、72、87-2、88-2)
面積	4363.08 m ²
指定年月日	平成13(2001)年8月13日
官報告示	平成13年8月13日付け 文部科学省告示第138号 官報(号外第169号)(3分冊の1)平成13年8月13日
指定基準	史跡の部一. 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
指定理由	福岡平野の北部、博多湾の近くに位置する、6世紀中頃から7世紀にかけての、約60m四方の柵で囲われた区画に極めて計画的に配置された倉庫群。何らかの公的施設と推定される、古墳時代のものとしては稀少な遺構であり、学術的価値が高い。また、当時の大和政権の北部九州における軍事・外交の拠点と考えられる那津の「官家」に関連する施設の可能性がある、古墳時代後期の政治・外交を考える上でも重要である。



図 3-1 史跡指定範囲

第2節 史跡の概要

1. 史跡の概要

史跡の概要は、指定説明を引用する。

比恵遺跡は福岡平野北部の台地上に広がる弥生時代から中世にかけての遺跡であり、弥生時代の大型集落が存在したことも知られている。近年、市街化が進む中で、発掘調査が進み、この遺跡中に六世紀から七世紀にかけての大型建物・柵・倉庫を伴う地点が存在することが、数次の調査で明らかにされてきた。

昭和五十九年に、建物建設に伴い発掘調査が行われ、南西から北東に延びる柵、柵に沿って並ぶ五棟の総柱建物群、その他二棟の総柱建物が発見された。調査後は盛土され、遺構は保存された。平成十二年には、南に隣接する土地で建物建設に伴う調査が行われ、前回調査の遺構とほぼ対称に向かい合う位置に、同様な構造の柵と総柱建物群が新たに発見された。柵は、布掘りによって設置された、二・二・五メートルの間隔で並ぶ三本一組の掘立柱列からなる特殊な構造をもち、回廊状の庇をもつ木塀と推定される。建物はすべて三間×三間の総柱建物で、柱間寸法は約二メートルのものが多く、高床の倉庫と考えられる。これらの調査の結果、柵に囲まれた一辺約六〇メートルの方形区画、柵に沿って整然と並ぶ倉庫群、中央の空閑地と倉庫群などの様子が明らかにされた。出土遺物から、この施設は六世紀中ごろから七世紀にかけて存続したことが確かめられた。

比恵遺跡で確認された倉庫群の計画的な配置は、古代律令期の官衙正倉につながるものであり、ここが何らかの公的な施設であったと考えられる。同様な遺構は、古墳時代の遺跡としては、全国でも類例が少ない貴重なものである。なお、『日本書紀』宣化天皇元年条（五三六年）には、筑紫国的那津口（博多湾）に「官家」が設置されたことが記されている。この那津の「官家」は、当時の朝鮮半島の情勢に対応するための兵站基地として大和政権により設置され、対外的な窓口としても機能していたと考えられる。遺構の計画的配置、周辺的大型建物等の存在、遺跡の時期、博多湾に近いという地理的位置から見て、この遺跡が那津の「官家」に関連する施設の可能性もある。

以上のように、比恵遺跡は、古墳時代後期の稀少な遺構が良好に保存され、わが国の古墳時代後期における政治情勢や、律令国家形成への過程を知る上で、重要な歴史的学術的意義を有している。

文化庁文化財保護部 2001 「比恵遺跡」文化庁文化財部監修『月刊文化財』454 pp. 23-24

2. 発掘調査の成果

本史跡は福岡平野を貫流する那珂川と御笠川に挟まれた、南東―北西方向に延びる丘陵上に位置する。この丘陵は河川や小さな谷によって複雑な起伏をなしており、本史跡はその丘陵の北西端部、小河川によって本体の丘陵から切り離された、南北約300m、東西200mを測る島状の部分に所在する。周辺の試掘・確認調査等の結果から、この部分を画する小河川は少なくとも鎌倉時代以降に耕地となるまでは流路として機能していたと考えられる。

本史跡とその周辺には弥生時代以降、各時代の遺構が濃密に分布するが、昭和初期に実施された土地区画整理事業により大きく地下げされている。このため、現表土下で直ちに阿蘇火砕流堆積物である鳥栖ロームが検出され、周辺の発掘調査においても土地区画整理事業以前の地表面が残っていた例はほとんどない。

指定地においては、昭和59(1984)年と平成12(2000)年の2回にわたって、比恵遺跡群第8次調査・第72次調査として、ほぼ全面で発掘調査が実施され(図3-2)、貴重な遺構の存在が明らかとなっている(図3-3・4、写真3-1~5、表3-2)。

指定地では、第8次調査区が北西半、第72次調査区が南東半にあたり、後者の調査に際しては、前者の調査区と一部重複するように調査区を設定している。遺構は現表土と客土のほぼ直下の標高5.7~6.0m前後を測る鳥栖ローム層の上面において検出されるが、指定地東隅では遺構面が緩く傾斜し、この部分に中世前半の遺物を含む包含層が堆積していた。指定地全体では、昭和初期の土地区画整理事業やその後の工場等の建設に伴う切土造成が及び、攪乱も多く認められるが、弥生時代から古代・中世に至る遺構が良好に確認できた(表3-3)。数多くの遺構のうち、史跡の本質的価値を構成する要素である柵2条と倉庫10棟について主に記述する。

(1) 柵

まず、柵SA091(図3-3)は、第8次調査区の北西縁辺部に沿って確認された。3本の柱を一組みにして、丘陵の等高線に直行するように北東―南西方向に延びる。主軸はN-53°-Eで、延長37.2m、12間分を検出しているが、両端は調査区外に延びると考えられる。柵列の一単位となる3本柱は布掘りとなり、各掘方はほぼ方位を揃える。その規模は南北長3~3.5m、東西幅0.7~1mの隅丸長方形を呈し、現状での深さは30cm前後で柱の部分を更に掘り下げるものが多い。柱痕跡は20~30cmを測り、一単位内での柱間は約1.2mで、その中で大きさや埋設深さなどに特別な差異は見られない。また、東西列の柱通りはよく揃い、中でも中央列は3.1mのほぼ等間隔である。反対側の柵SA111(図3-4)は、第72次調査区の南東縁辺部にほぼ平行して検出された。柵SA091と同様、3本柱を一単位として、北東―南西方向に延びる。主軸はN-49°-Eであるため、柵SA091と厳密には平行とならない。延長38.0m、15間分を検出しているが、柵SA091と同様に両端は調査区外に延びると考えられる。また、3本柱の一単位は、削平による例外もあるが布掘りで、各掘方は完全には平行とならないがほぼ方位が揃う。その規模は南北長3.2~3.7m、東西幅0.7~1.4mの隅丸長方形を基本とする。現状での深さは40~50cm前後で柱の部分を中心に更に掘り下げるものが多い。柱痕跡は遺存しているもので径約20cmを測り、一単位内での柱間は1

～1.5m と一定ではなく、柱の間隔が等間隔でないものが半数程度存在する。また、柱通りは、柵 SA091 同様に中央列が比較的良好揃うが、北・南は柱痕跡からの復元では直線的には並んでいない。各単位の距離は 2～3.7m と等間隔ではない。先述した柵 SA091 と規格性を比較するとやや不規則な感は否めない。

なお、ここでは、柱の建て替えと考えられる痕跡が複数確認され、全面的か一部なのかの判断はできなかったが、柵の建て替えと推定できる注目すべき所見が得られている。

両者の柵における内側の柱列間の南北方向の距離は 55～58m、東西方向は調査区外に延長するものの、東側の旧河川の検出位置から長さ約 50m 程度が推測できる。特殊な類似した 3 本柱の構造から、両者は一体の柵であった可能性が極めて高く、後述する倉庫群を、

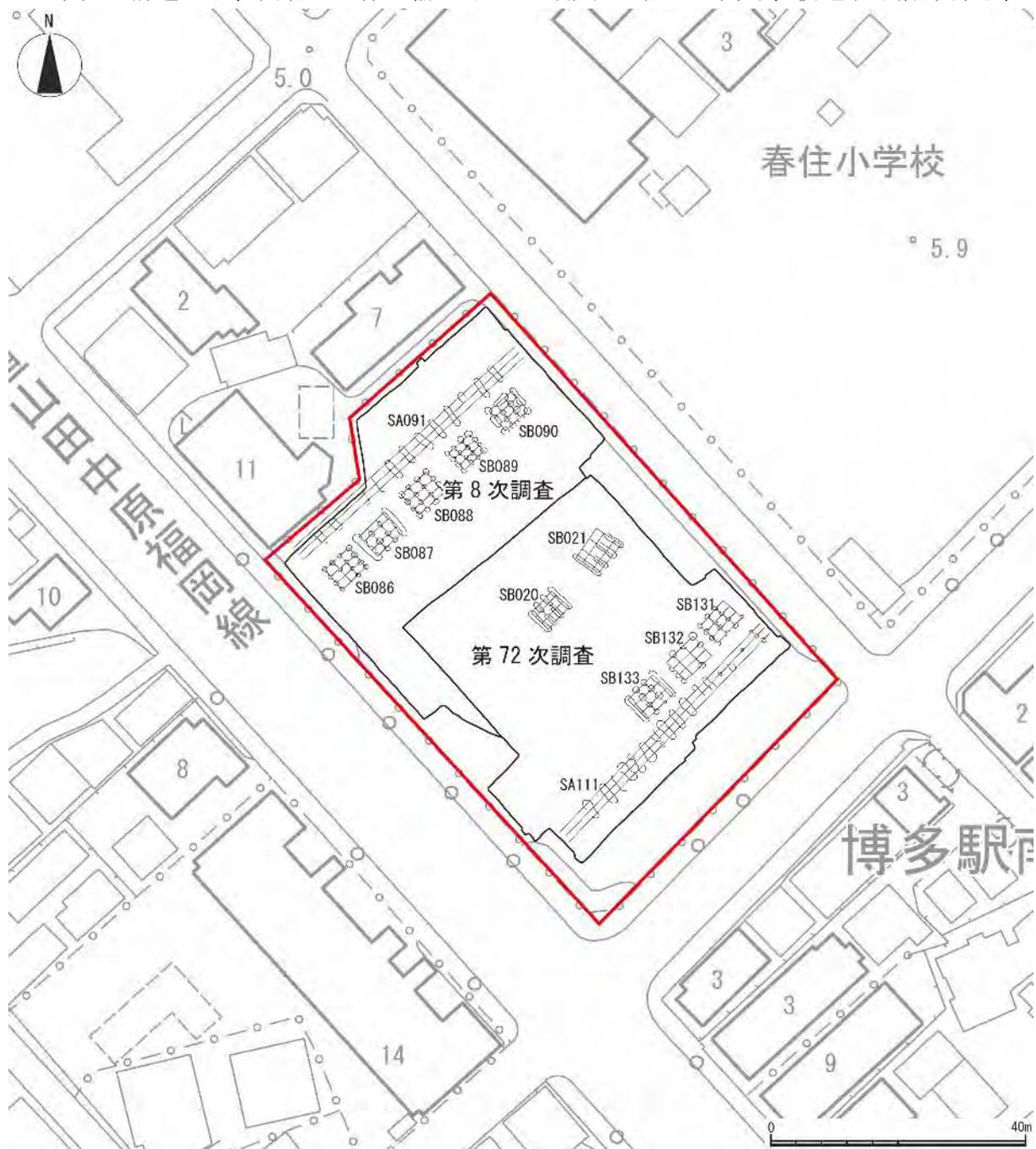


図 3-2 指定地における発掘調査（比恵遺跡群第 8・72 次調査）

やや南北方向が長い長方形区画で囲んでいたものと考えられる。

(2) 倉庫

検出された柵内部の10棟の倉庫は、いずれも東西方向がやや長い3×3間の総柱建物で、このうち5棟は北側の柵 SA091 の南側に沿って(A群倉庫)、3棟は南側の柵 SA111 の北側に沿って(B群倉庫)、残る2棟は中央部に並列して配置される(C群倉庫)。

A群の5棟(倉庫 SB086～SB090)の規模は少しずつ異なり、南北3.5～4.5m、東西4.4～6.2m、柱芯を基準とした身舎面積は16.6～27.8㎡である。なお、A群全てを貫く柱通りはないが、東側2棟、西側3棟ではそれぞれ柱通りがよい。それぞれの倉庫の距離は等間隔ではなく、2～4.5mとばらつきを見せる。また、各柱穴は、円形もしくは隅丸方形に単独で掘削されるものが多いが、一部に布掘りが認められ、倉庫 SB087 は建て替えの痕跡が確認されている。柱痕跡は20～50cmを測る。なお、各棟の南北柱筋のいずれか一つが柵 SA091 の柱筋に通る、柵とこれら倉庫群は一連の遺構群として位置づけられる。

B群の3棟(倉庫 SB131～SB133)も同規模ではなく、南北4.0～4.5m、東西5.4～6.0m、身舎面積は東側の倉庫 SB131 が22㎡、残る2棟が24.6㎡を測る。A群同様にすべてを貫くような柱通りはなく、倉庫間の距離は、東側が約2m、西側が約2.6mである。各柱穴は、円形もしくは隅丸方形に単独で掘削されるものが大半であるが、倉庫 SB133 の南北方向両端の柱列のみに布掘りが認められた。確認できた柱痕跡は、20～30cmを測る。また、A群同様に各棟の南北柱筋のいずれか一つが柵 SA111 の柱筋に通る、柵とこれら倉庫群は一連の遺構群と考えられる。

C群の2棟(倉庫 SB020・SB021)は、第8次調査区では倉庫 SB0115・SB116 としているが、それぞれ同じ遺構である。この2棟は約6mの距離を置いて並び、南北方向の柱列全てを布掘りとする特徴を有する。東側の倉庫 SB021 は柵及び倉庫群のうち、最も北偏し(N-41°-E)、南北4.5m、東西5.7m、身舎面積25.6㎡を測る。柱痕跡等の詳細は、攪乱により不明確であった。もう一方の倉庫 SB020 は、南北3.8m、東西4.7m、身舎面積18.3㎡とやや小規模で、布掘りの掘り方は、隅丸長方形を呈し、さらに隅丸方形の柱穴が並ぶ。確認できた柱痕跡は、20～30cmを測る。

これら2回の発掘調査の成果から、本史跡周辺の丘陵上には弥生時代前期から集落が形成され始め、以後古墳時代後期の6世紀中頃までほぼ継続して集落利用されていることが分かるが、6世紀中頃以降にそれまでの集落が廃絶し、上述した柵に囲まれた倉庫群が出現している。これらの遺構群の存続時期は、上記の集落の廃絶時期や出土須恵器、後出する遺構の前後関係から、6世紀後半の早い段階から7世紀前半が与えられる。

約60m四方を測る柵と規格的に配された倉庫群は、中央に一定の空間が確保されるなど、後の官衙正倉を彷彿とさせる施設で、河川流路の近傍という立地は、物資輸送や防火の便を図った結果とも推測できる。『日本書紀』宣化天皇元(536)年夏5月1日条の記事「修造官家、那津之口」や「聚建那津之口、以備非常」にある、筑紫国の那津口(博多湾岸)において修造された官家、いわゆる那津官家の一部であった可能性が高い。

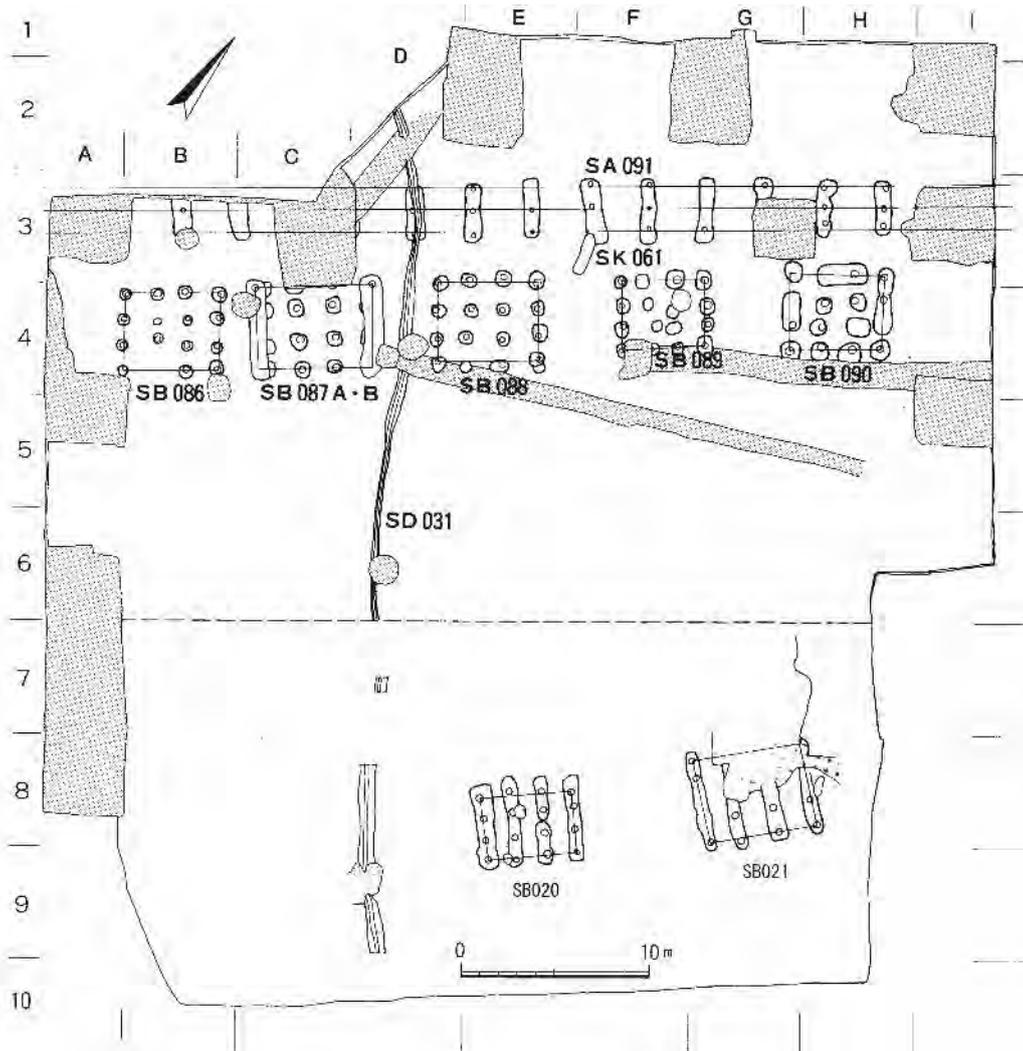


図3-3 比恵遺跡群第8次調査で確認された総柱建物と柵



写真3-1 比恵遺跡群第8次調査（南側から）



写真3-2 比恵遺跡群第8次調査（東側から）

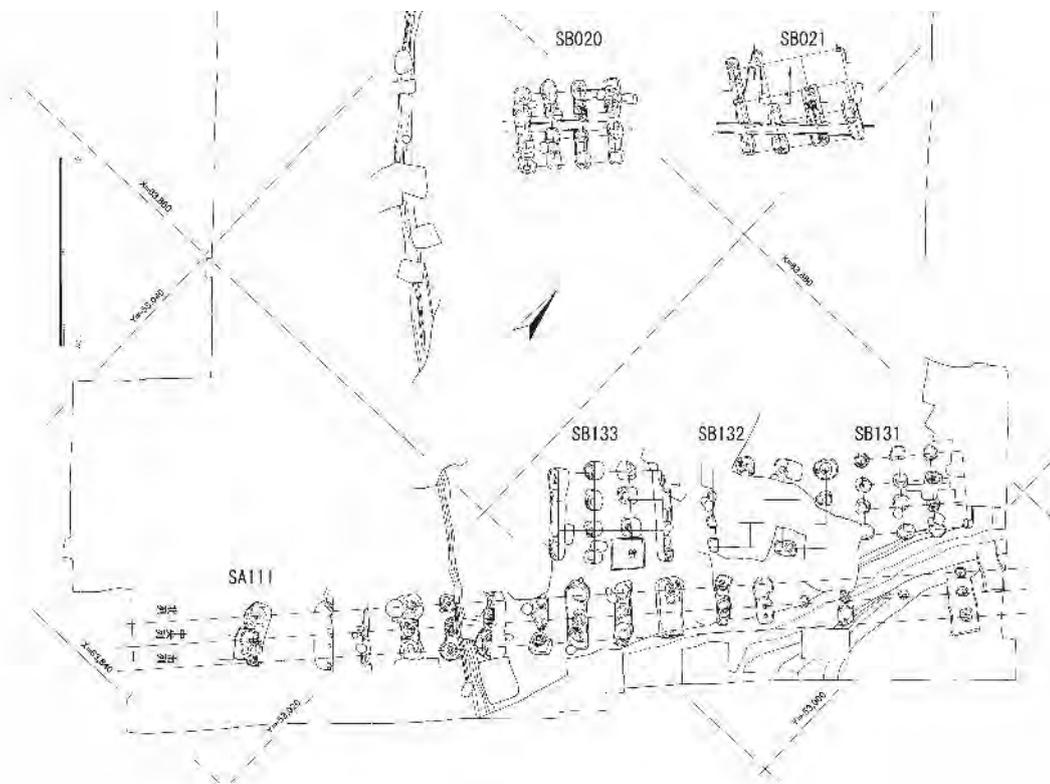


図 3-4 比恵遺跡群第 72 次調査で確認された総柱建物と柵



写真 3-3 比恵遺跡群第 72 次調査
SB131・132・133、SA111（東から）



写真 3-4 比恵遺跡群第 72 次調査
SB020・021（北から）



写真 3-5 比恵遺跡群第 72 次調査（上が南東）

表 3-2 各発掘調査の情報

比恵遺跡群第 8 次調査	調査面積	2240 m ²
調査地	福岡市博多区博多駅南 5 丁目 71-14、87-2、88-2	
調査期間	昭和 59 (1984) 年 1 月 17 日～4 月 18 日	
調査報告書	福岡市埋蔵文化財調査報告書 第 116 集	

比恵遺跡群第 72 次調査	調査面積	1874 m ²
調査地	福岡市博多区博多駅南 5 丁目 71-14、72、87-2	
調査期間	平成 12 (2000) 年 5 月 9 日～9 月 19 日	
調査報告書	福岡市埋蔵文化財調査報告書 第 663 集	

表 3-3 指定地内の主な検出遺構

時代		遺構種別 ※ () は遺構の数
弥生時代	前期	貯蔵穴 (25)、竪穴建物 (1)
	中期～後期	甕棺墓 (27)、井戸 (82)、竪穴建物 (15)
古墳時代	3 世紀後半～4 世紀	井戸 (4)
	5 世紀～6 世紀中頃	竪穴建物 (5)、井戸 (3)
	6 世紀中頃～7 世紀前半	柵 (2)、倉庫 (10)
古代	7 世紀後半	土坑墓 (1)
	8 世紀前半	溝 (1)

3. 史跡の暫定整備

平成13（2001）年の史跡指定後は、説明板やサインの設置など簡易な整備を行った。その後、隣接する春住小の校舎改築工事に伴い、工期中の仮グラウンドを指定地内に整備する必要が生じた。本市は文化庁と協議を進め、遺構の保護を前提とし、春住小校舎改築工事終了後に直ちに整備工事に移行する条件で、仮グラウンド整備（以下、「暫定整備」という。）の現状変更許可（令和2（2020）年10月16日付け、2文庁第1129号）を受けた。

整備は令和2（2020）年11月18日から令和4（2022）年3月15日に実施し、土系舗装（アンツーカー舗装）による柵と倉庫の平面表示と3枚の説明板を設置し、史跡の周知や活用を図った。また、グラウンド面の整備のほか、適切なグラウンドの維持や安全管理、利活用の観点から、フェンス・排水施設・外周擁壁・出入口施設の改修、トイレの設置と支障物件の撤去を実施した（表3-4、図3-5、写真3-6・7）。



写真3-6 暫定整備された指定地と春住小（南から、令和6（2024）年7月）

表 3-4 暫定整備内容一覧

内容	概要		数量	単位
① グラウンド整備	既存表層除去	最大掘削深さ 10 cm	3518.2	m ²
	土系舗装等	防草シート、盛土、土系舗装（クレイ舗装）	4084.2	m ²
② フェンス改修	撤去新設	H=5.0m、撤去 H=3.5m、新設 ※基礎は既存を使用	260.2	m
③ 側溝等改修	撤去	H=180 mm、W=180 mm、撤去新設	145.2	m
	新設	最大掘削深さ 27 cm	156.7	m
④ ⑤	嵩上げ	集水枿 最大掘削深さ 21 cm	4	箇所
⑥ 擁壁改修	嵩上げ	既存擁壁 掘削作業なし	31.9	m
⑦ 出入口改修	新設	縁石、H=250 mm、W=230 mm、新設 最大掘削深さ 21 cm	9.9	m
	舗装	アスファルト 最大掘削深さ 15 cm	11.3	m ²
⑧ 出入口新設	新設	門扉、H=2.0m、W=4.0m、新設 最大掘削深さ 66 cm	1	箇所
	新設	小型重力式擁壁 最大掘削深さ 62 cm	14.9	m
	新設	手摺、H=0.85m、新設 最大掘削深さ 70 cm	10	m
	新設	舗装止、H=150 mm、W=120 mm、新設 最大掘削深さ 28 cm	4.4	m
	舗装	アスファルト 最大掘削深さ 28 cm	34.6	m ²
⑨ トイレ等新設	新設	鉄筋コンクリート造平家建 最大掘削深さ 55 cm	40	m ²
	新設	水道（手・足洗場）	各 1	箇所
	新設	電源	1	箇所
	撤去新設	既設枿、φ=400 mm、撤去 新設枿、φ=200 mm、新設 最大掘削深さ 170 cm	1	箇所
⑩ 遺構の表示	新設	柵、W=3.0m、L=47.0m 土系舗装（アンツーカ舗装）	1	箇所
	新設	建物、W=4.0m、L=5.0m 土系舗装（アンツーカ舗装）	2	箇所
⑪ 説明板新設	新設 (⑪-1)	H=1.8m、W=1.2m、新設 最大掘削深さ 40 cm	1	箇所
	新設 (⑪-2)	H=1.0m、W=1.5m 程度、新設 （支柱再利用、表示板のみ）	1	箇所
	新設 (⑪-3)	H=0.9m、W=1.2m 程度、新設 （トイレ壁面、表示板のみ）	1	箇所
⑫ 既存工作物撤去	撤去 (⑫-1)	コンクリート塊	1	箇所
	撤去 (⑫-2)	バスケットゴール支柱	1	箇所
	撤去 (⑫-3)	既存基礎	1	箇所
	撤去 (⑫-4)	コンクリート柱	2	箇所

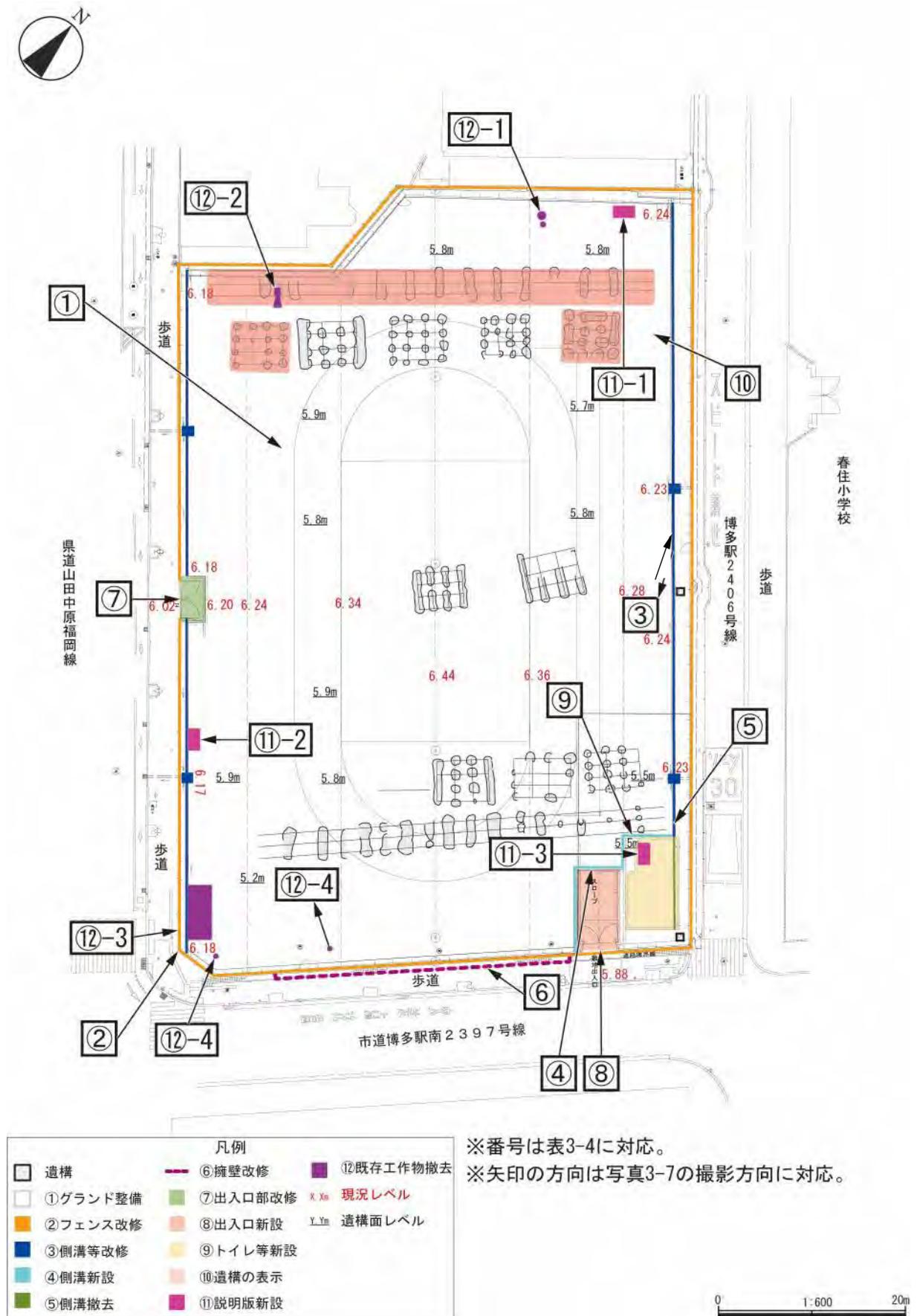


図 3-5 暫定整備の状況



①



②



③



④・⑧



⑤



⑥



⑦



⑨



⑩



⑪-1



⑪-2



⑪-3

※番号は表3-4に対応。

写真 3-7 暫定整備写真(令和 6 (2024) 年 8 月)

4. 史跡の本質的価値

保存活用計画では、史跡指定に値する学術的評価に裏打ちされた本質的価値を以下の3点にまとめた。

[1] 「那津官家」に関連する方形区画の柵と計画的配置の倉庫群

本史跡における発掘調査の結果、6世紀から7世紀の古墳時代後期に造られた10棟の倉庫群と、それらを取り囲む約60m四方の柵が整然と配置されていることが明らかとなった。これらの施設は、『日本書紀』宣化天皇元年条（536年）に記載されているヤマト王権が直轄する軍事や対外交渉等の拠点「那津官家」の可能性が高く、当時の我が国における政治・外交を考える上で貴重なものと評価される。さらにミヤケと推定される遺跡の検出例は全国でも希少であり、規模や構造を考察する上でも貴重と言える。

[2] ヤマト王権と地方との関係を示す施設

この施設は九州全体の統括と外交・軍事を担う大宰府の前身としても位置付けられ、ヤマト王権による九州支配の過程を示すものと考えられる。また、大宰府の外港として貴重な役割を果たすこととなる博多湾岸に占地したことも、その性格を示す特徴のひとつとしてあげることができる。

[3] 歴史的特質を雄弁に物語る遺構群

本史跡が含まれる比恵遺跡群では、古墳時代以前の弥生時代の大規模な集落跡も確認されている。弥生時代の福岡平野は、『魏志』「倭人伝」にその名が現れる奴国の地とされ、比恵遺跡群はその一部と考えられている。比恵遺跡群からは国内外の多様な遺物が出土しており、大陸・半島との位置関係から対外交渉の拠点としての役割を果たしていたと考えられ、本史跡が歴史上の要地に位置していることを示している。「那津官家」とされる倉庫群の出現は古墳時代後期におけるヤマト王権の国内支配の進展と対外交渉の様相を端的に表している。

福岡市 2020 『国指定史跡比恵遺跡 保存活用計画』 p. 40



写真 3-8 比恵遺跡群第72次調査（北西から）

5. 史跡を構成する要素

本史跡を構成する要素を、本質的価値を表す諸要素と、それ以外のその他の諸要素に大別する（表 3-5）。

（1）本質的価値を表す諸要素

本史跡の本質的価値を表す要素は、既往の発掘調査で発見された、柵とその内部に、極めて計画的に配置された古墳時代後期の倉庫群である。古墳時代後期のものとしては極めて希少な遺構であり、当時のヤマト王権が北部九州に置いた政治・軍事・外交の拠点とされる那津官家に関連する施設の可能性が高く、学術的価値も高い。

（2）その他の諸要素

① その他の時代の地下遺構

本史跡においては、2 度の発掘調査の結果、古墳時代後期の柵跡と倉庫跡のほか、貯蔵穴や竪穴建物、甕棺墓、井戸、溝、土坑墓等から構成される弥生時代から中世にかけての集落跡が発見されている。古墳時代後期以外の遺構は本史跡の本質的価値を構成する要素ではないが、本史跡の土地利用の変遷等を検討する上で重要な要素であり、柵跡と倉庫跡と共に指定地内に埋め戻し、保存を図っている。

② 本質的価値と間接的に関係する要素

本史跡の本質的価値である古墳時代後期の柵と倉庫群に間接的に関係する要素は、保護盛土、説明板、遺構表示である。保護盛土は遺構面保護のために、遺構直上の真砂土と発掘調査の発生土で構成され、遺構面全体を覆う。暫定整備では盛土を 5～10 cm 鋤取り、防草シートを敷設のうえ再度盛土した。表面にはグラウンド面安定のため土系舗装を施している。

③ その他の要素

上記以外の要素には、フェンス、排水施設、外周擁壁、出入口施設、トイレがある。

6. 追加指定と公有化状況

（1）追加指定

指定地周辺を含む比恵遺跡群は、都市化の影響を受け、区画整理等による地形改変を大きく受けている。比恵遺跡群内では削平が特に著しいこともあり、現時点では指定地の周辺で史跡に追加指定する要件を満たすものは想定されていない。

しかし、比恵遺跡群は広範囲にわたり、発掘調査の手が及んでいない部分が数多く残っているため、今後の調査・研究の進展の結果、柵や倉庫群等、史跡指定に値する重要な遺構が確認された場合は追加指定についての検討を行う。

（2）公有化

指定地内は、すべて平成 13（2001）年に公有化が完了している。今後、周囲の発掘調査によって史跡としての価値が判明し、追加指定がなされた場合、土地所有者と公有化に向けた調整を進めていく。

表 3-5 史跡の価値を構成する要素

要素の分類		構成要素	仕様等
史跡の本質的価値を表す要素		倉庫群跡、柵跡	
その他の諸要素	その他の時代の地下遺構	集落跡（弥生時代から中世）	
	本質的価値と間接的に関係する要素	保護盛土	防草シート、盛土、土系舗装
		遺構表示	土系舗装
		説明板（仮グラウンド内、北面）	
		説明板（仮グラウンド内、南西面）	
		説明板（トイレ壁面）	
		説明板（浴道・南西面）	
	その他の要素	フェンス	
		出入口・門扉（南西中央）	
		出入口・門扉（東端）	
		擁壁	
		排水施設（側溝・桝）	
		トイレ等（トイレ、倉庫、手・足洗場、電源等）	鉄筋コンクリート造平屋建
利用にかかる案内板（フェンス、南東面）			



写真 3-9 指定地とその周辺（東から、令和 6（2024）年 7 月）

第4章 史跡の現状と課題

第1節 保存管理

1. 現状

本史跡は、平成12(2000)年の発掘調査後、盛土により遺構を保存している。令和2、3(2020、2021)年度の暫定整備では、5～10cm掘削し防草シートを設置のうえ改めて盛土を行った。史跡の管理等に必要な施設は、暫定整備で説明板、フェンスを設置した。そのうち説明板は、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(以下、「設置基準規則」という。)にある記載事項に不足がある。また、史跡標識、境界標は未設置である。

除草等の維持管理は、仮グラウンド利用期間中は教育委員会が担っている。指定地内に公道や民家、樹木等はないため、維持管理に伴う日常的な現状変更はない。仮設物の設置等、仮グラウンド利用に際して現状変更が必要な案件は、事前に手続きを行い適切に対応している。

2. 課題

遺構保存のための保護層には、遺構面から30cm程度の薄い箇所がある。説明板の記載内容は、設置基準規則の記載事項に加えて現在の研究成果も反映した内容の更新が必要である。また、史跡標識、境界標は未設置であるため、今後整備する必要がある。

維持管理に伴う日常的な現状変更は見込まれないが、今後の整備においては、現状変更許可を得た上で進めていく必要がある。

第2節 活用

1. 現状

本史跡は、暫定整備後に春住小による学校利用のほか、学校施設開放事業等により市民へ開放している。仮グラウンド利用期間は令和3(2021)年度から令和7(2025)年度末までである。定期的な現地説明は実施していないが、説明板や柵・倉庫の平面表示により、本史跡の周知や活用を行っている。活用の内容について、学びの推進、地域振興、観光振興の項目に分けて述べる。

(1) 学びの推進

春住小では、令和2(2020)年度より埋蔵文化財センターによる火おこしや出土品に触れる出前授業を行っている。この授業に加えて令和7(2025)年度は、6年の総合的な学習で本史跡をはじめとする地域の歴史を学ぶ授業(全16時間)を実施した。この授業では、春住小新校舎にある比恵ギャラリーを活用し、本課職員が本史跡や地域の歴史をスライドや出土品を用いて説明した。なお、比恵ギャラリーには本史跡や地域の歴史に触れることができる壁面解説があり、出土品の展示も行っている。

また、本史跡の発掘調査で作成した記録類や出土品は、埋蔵文化財センターに収蔵されており、公民館の出前講座や小学校の出前授業、博物館の展示などに活用されている。

（２）地域振興

令和4、5（2022、2023）年度に春住校区、那珂校区の住民と連携してワークショップを行い、地域の文化財や歴史・文化ストーリーを整理した。この成果は春住・那珂歴史文化遺産ガイドマップ（以下、「ガイドマップ」という。）として令和6（2024）年3月に発行した（図4-1）。ガイドマップ作成を契機として、令和6（2024）年度から春住公民館主催で本史跡を含む春住校区の歴史スポットを巡るまち歩きが実施されている。

（３）観光振興

本史跡は、歴史文化基本構想に定められた歴史文化エリアの那珂・席田エリアに該当する。エリア内には板付遺跡や金隈遺跡、那珂八幡古墳や東光寺剣塚古墳など弥生～古墳時代を中心とした重要な遺跡が多く存在する。文化財活用部 WEB ページ「福岡市の文化財」では、本史跡の紹介と解説（図4-2）、ガイドマップを掲載している。ガイドマップは、本史跡と周辺文化財の情報を整理しており、エリアの魅力発信と周遊を促進するための取り組みの一つである。

本史跡を観光で訪れる際の主なアクセス方法は、公共交通機関を併用した徒歩と、車である。徒歩は、最寄りの博多駅や竹下駅からは15分程度、バス停・春住町からは1分程度で、アクセスは比較的良い。一方で車は、本史跡付近に民間駐車場はあるが、台数が限られる。また、団体利用のための大型バス駐車場は付近に無い。

2. 課題

現状で取り上げた学びの推進、地域振興、観光振興の項目ごとに課題を整理する。

（１）学びの推進

令和7年度より実施している本史跡をはじめとする地域の歴史を学ぶ授業については、春住小のカリキュラムに入れ、今後も継続予定である。教職員と文化財担当部局の打合せを事前に行い、児童の学習状況に合わせた内容を検討する。また、児童の本史跡への理解の充実を図るためには、史跡の本質的価値を顕在化した整備後の本史跡と比恵ギャラリーの、両者の利用が望ましい。授業で活用できる整備を検討する。さらに、市内外の学校による校外学習や教育旅行等の活用も想定されるため、受け入れ環境の整備も必要となる。

また、埋蔵文化財センターの記録類や出土品を活用した出前講座及び博物館における展示に加えて、市民向けのシンポジウムや講座を積極的に企画し、本史跡の周知や理解の促進を行う必要がある。特に柵や倉庫の構造等、解明が進んでいない部分を対象として積極的に研究を行い、その成果を還元する。

（２）地域振興

地域における活用は、歴史スポットを巡るまち歩きを今後も継続予定である。また、春住校区は、転入・転出の単身者や比較的若い家族世帯が多いことから、気軽に参加し歴史や文化に触れることができるイベント等の実施も望まれる。

(3) 観光振興

文化財活用部では、WEB ページ「福岡市の文化財」に加えて、SNS による発信も行っている。今後の発信においては、これらを積極的に活用し、最新の情報を発信する。また、本史跡を広く周知するために、リーフレット等の作成及び配布や、歴史文化に関心の薄い人でも楽しむことができるデジタルコンテンツの提供等を検討する必要がある。

観光にあたっては、エリア内の遺跡に加えて、市内外の古代史跡との連携を行い、周遊の促進を図る必要がある。また、車や団体バスを利用する来訪者の受け入れ環境整備や、道路及び交差点等に本史跡までの誘導サインの設置について検討を行う。

現地解説にあたっては、観光ボランティアガイドの養成の検討も今後必要となる。

第3節 整備

1. 現状

暫定整備では、土系舗装による柵・倉庫の平面表示と 3 枚の説明板を設置した。また、フェンス・排水施設・外周擁壁・出入口施設の改修、及びトイレの設置と支障物件の撤去を実施した。なおトイレには、グラウンド利用のための手・足洗場や電源を設けている。

2. 課題

今後の整備では、那津官家に関連する柵と倉庫群と、その役割を顕在化する整備を検討する必要がある。また、本史跡は都市化により地形が改変されており、当時の景観を捉えることができる表示・表現方法も求められる。

さらに、今後の活用手法を踏まえて、既存各種施設の継続利用や拡充の有無、新たに必要が見込まれる案内・解説施設、管理施設及び便益施設等について検討する必要がある。

第4節 運営・体制

1. 現状

春住小の仮グラウンド利用においては、教育委員会が本史跡の日常的な運営を担う。

また、本史跡と地域の歴史についての理解を助ける比恵ギャラリーは、春住小が管理し、展示内容は文化財担当部局が構成している。校舎内にあることから、普段は一般公開していない。

2. 課題

本史跡は、仮グラウンド利用終了後は文化財担当部局による運営となるが、積極的な活用を推進するためには、春住小や地域の理解や協力を得ながら、連携方法について検討を深める必要がある。

また、本史跡と一連の利用を検討している比恵ギャラリーの公開についても、本史跡の整備完了までに運営方法の検討を進める必要がある。



図 4-1 春住・那珂歴史文化遺産ガイドマップ

比恵遺跡 新発見

印刷する

ガイドマップ
QRコード

指定	国指定
区分	記念物
種別	史跡
所在地	福岡市博多区博多駅南5-12
時代	古墳
所有者	福岡市

紹介文

比恵遺跡は、那珂川と御笠川に挟まれた丘陵上に立地し、縄文時代の終わり頃から戦国時代に至るまでの集落、墳墓地として知られている。

福岡市教育委員会が実施した第8次（1984年）と第72次（2000年）の発掘調査によって、3本柱の櫓に囲まれた倉庫と考えられる10棟の総柱建物が出土した。建物の時期は、6世紀後半から7世紀後半と考えらる。櫓は、北辺と南辺が確認されただけで、東辺と西辺が調査区外のため、全体規模は明らかではないが、周辺の調査などから、南北55～58m、東西50m以上の方形区画が推定されている。

これらの遺構は『日本書紀』宣化元年（536年）の条に記述されている「那津官家」に関連するものと考えられ、極めて歴史的価値が高いものといえる。

「那津官家」とは、大和政権が朝鮮半島情勢の緊迫化を受け、国内基地として造営したものである。政治的、軍事的な機能を持ち、7世紀後半に大宰府が設置されるまで、その役割を担っていた。

WEB ページ
QRコード

図 4-2 WEB ページ「福岡市の文化財」における本史跡の紹介

第5章 整備の基本理念と基本方針

第1節 基本理念

保存活用計画では、[1] 史跡比恵遺跡を守る、[2] 史跡比恵遺跡を活かす、[3] 史跡比恵遺跡を知る、の3つの基本理念を示している。また、学校や地域に重点を置いた活用を想定しており、その方向性を示したキャッチコピーに「古代の比恵遺跡を地域のたからとして、まなび、つなげる」を掲げている。

保存活用計画における基本理念

[1] 史跡 比恵遺跡を守る

- ・史跡としての価値を見出した「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」を未来へ伝えていくために、様々な基準や考え方、環境を整え、保存管理に努める。
- ・本史跡のもつ主な3つの価値を損なわないよう、将来にわたって適切な保存管理を継続する。

[2] 史跡 比恵遺跡を活かす

- ・「守る」取り組みとのバランスを図りながら、「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」が本史跡として伝えている価値を公開、学び・教育、地域振興、観光振興などの取り組みにより魅力向上につなげる。
- ・学校や地域との連携を重視し、本史跡の価値を幅広い層にわかりやすく伝えていく。

[3] 史跡 比恵遺跡を知る

- ・過去から受け継ぎ、未来へ伝えていくべき「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」について、本史跡としての価値を定義し、価値を証する情報を集め、整理・体系化し、広く共有する調査研究の取り組みを推進していく。

福岡市 2020『国指定史跡比恵遺跡 保存活用計画』p. 46

本史跡は、那津官家に関連する史跡である。ミヤケは古墳時代（6世紀）にヤマト王権が設置した政治・外交・軍事の拠点で、倉庫、役所、外交施設、軍事基地、港湾施設などがあったとみられる。そのうち那津官家は、『日本書紀』の宣化天皇元（536）年の記事にある博多湾岸に設置されたミヤケである。発掘調査で見つかった柵跡と倉庫跡 10 棟は那津官家の倉庫群の可能性が高い。ミヤケについては、『日本書紀』などの記録に 60 件程度認められるが、発掘調査でその関連遺構が確認され、なおかつ史跡指定されたのは本史跡が全国唯一である。

整備では、史跡の本質的価値である那津官家に関連する柵と倉庫群の遺構の保存を確実にし、適切な管理方法を検討する。また、本史跡の価値やストーリー（12 頁）を伝えるとともに、学校・地域に重点を置いた活用や、歴史・文化に触れる周遊の促進を行うことで、地域の魅力や活力の向上につなげる。

以上を踏まえて、本史跡の整備における基本理念を次のとおり定める。

整備の基本理念

『日本書紀』のミヤケを体感できる唯一の史跡
— 交流の歴史をつなぐ鴻臚館・大宰府エピソード ZERO —

比恵遺跡の価値を伝え、「まなび」や「つどい」の場として地域の魅力や活力を高める

第2節 基本方針

第1節で示した基本理念を踏まえて、以下の5つの基本方針を定める。

基本方針1：本質的価値の確実な保存と継承

これまでの調査によって得られた知見に基づき、遺構の保存を確実に行う。特に、指定地内は現地表面から遺構面までの深さが30cm程度と浅い箇所も部分的にあるため、遺構保存に十分配慮する。

基本方針2：本質的価値の顕在化

本史跡の本質的価値を構成する要素のうち、区画を示す柵と計画的配置の倉庫群についての理解を深める展示や説明を充実させ、本質的価値を顕在化する。また、柵と倉庫群が担った役割について、説明板等を用いて表現する。顕在化を行う時期設定は、本史跡の本質的価値を構成する柵と倉庫群が存在した古墳時代後期の6世紀後半～7世紀とする。

基本方針3：地域の魅力づくり

本史跡をはじめとして、エリア内の歴史・文化に親しむ機会（春住小をはじめとする市内外の学校の総合的な学習や地域のまち歩き等）を創出する活用に向けた整備を行う。また、地域振興につながるにぎわい創出に向けて、古代九州の結節点として、多くの人や物が集まった歴史性を踏まえた活用ができるつどいの場を整備する。

基本方針4：歴史・文化に触れる周遊の促進

本史跡が鴻臚館や大宰府の前身となる史跡であることを踏まえて、市内外の古代史跡や関連文化財と絡めて回遊性を高めることで、周遊の促進を図る。

基本方針5：調査研究の推進とその成果の整理、公開

調査研究を推進し、本史跡の価値をより正確に把握する。さらに、その成果を整理して市民向けのシンポジウムや講座等で広く公開していく。

第6章 整備基本計画

第1節 全体計画と地区区分

1. 全体計画

本史跡の本質的価値を構成する要素は、古墳時代後期の柵とその内部に計画的に配置された倉庫群である。これらは、『日本書紀』の記事にあるヤマト王権が設置した政治・軍事・外交の拠点である那津官家の可能性が高い。古墳時代のミヤケとの関連が想定される遺構を検出した全国的にも稀有な遺跡である。したがって、本史跡の整備の時代設定は、那津官家が立地した古墳時代後期の6世紀後半～7世紀とする。

整備の基本理念は、「比恵遺跡の価値を伝え、「まなび」や「つどい」の場として地域の魅力や活力を高める」である。この基本理念に基づき、「本質的価値の確実な保存と継承」、「本質的価値の顕在化」、「地域の魅力づくり」、「歴史・文化に触れる周遊の促進」、「調査研究の推進とその成果の整理、公開」の5つの基本方針を示している（図6-1）。以上の基本理念と基本方針に基づき、整備の各項目を検討する。

整備の基本理念

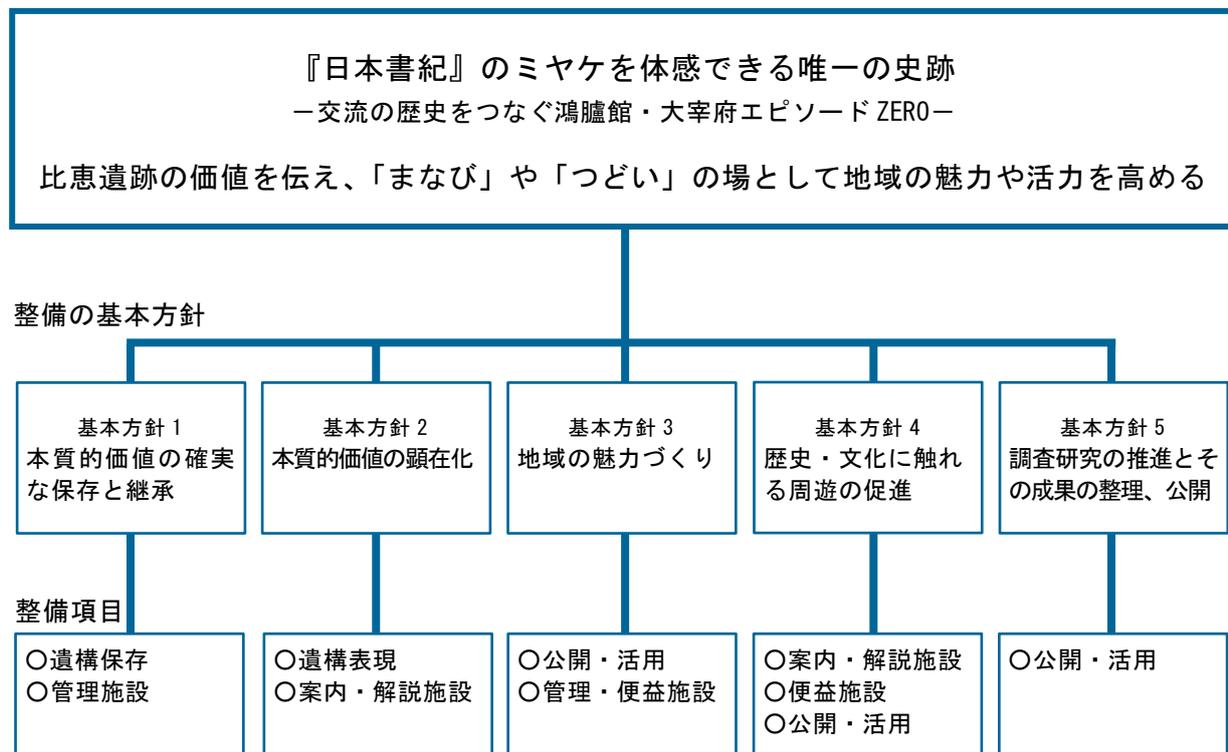


図6-1 整備の基本理念・基本方針と整備項目

2. 地区区分

本史跡の整備を計画的かつ効果的に実施することを目的として、指定地とその周辺を以下のゾーンに分ける（表 6-1、図 6-2）。なお、ガイダンスゾーンの比恵ギャラリーは、春住小校内の施設であることから、開放はイベント開催時に限られる。通常時は、エントランスゾーンがガイダンス機能を兼ねることとする。

表 6-1 地区区分一覧

ゾーン名	整備の方向性
エントランスゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡のエントランスとして、史跡の名称やストーリーを示すことで、認知度を高める。 ○主要道路である県道山田中原福岡線側をメイン、市道博多駅南 2397 号線側をサブとする。
つどいゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○ミヤケに関連する古墳時代後期の柵と倉庫群の遺構を保存し、史跡の理解を深める。 ○多様な活用を可能とする広場機能を持たせる。 ○遺構に影響がないよう、便益施設は遺構の分布範囲外（指定地内の北西端及び南東端）に集約させる。
ガイダンスゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○本史跡の歴史的意義、立地や景観が理解できる展示機能の充実を図る。

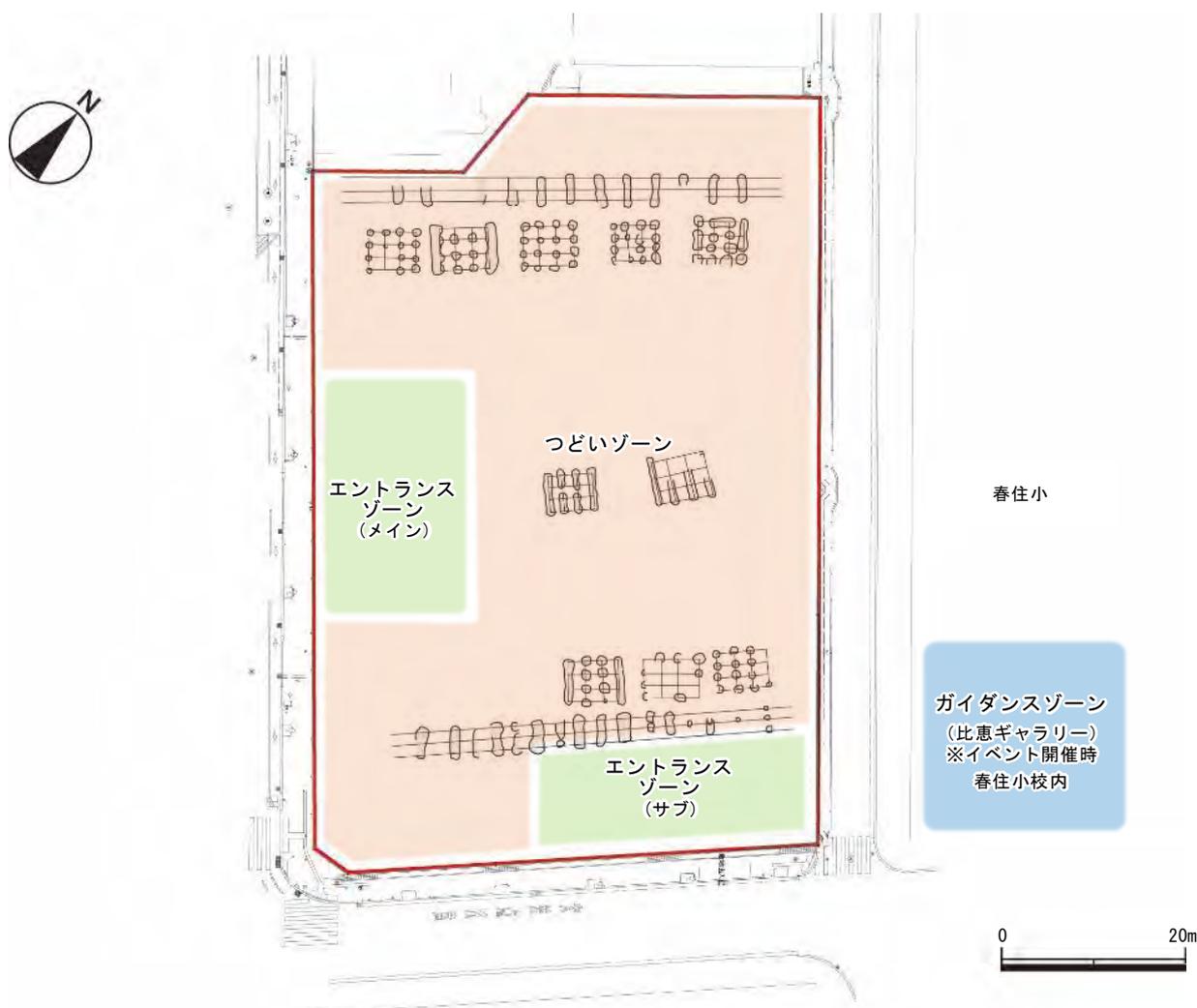


図 6-2 地区区分図

第2節 動線計画

本史跡のエントランスゾーンは、県道山田中原福岡線側にメイン、市道博多駅南 2397 号線側にサブを設定し、この2箇所を出入口とする。エントランスで史跡のストーリーに触れ、その後、柵と倉庫群の遺構表示を見学し、個々の遺構の内容について理解を深める。なお、ガイダンス施設である比恵ギャラリーは、主にイベント開催時の開放に限られるため、2パターンの動線が想定される（図 6-3）。

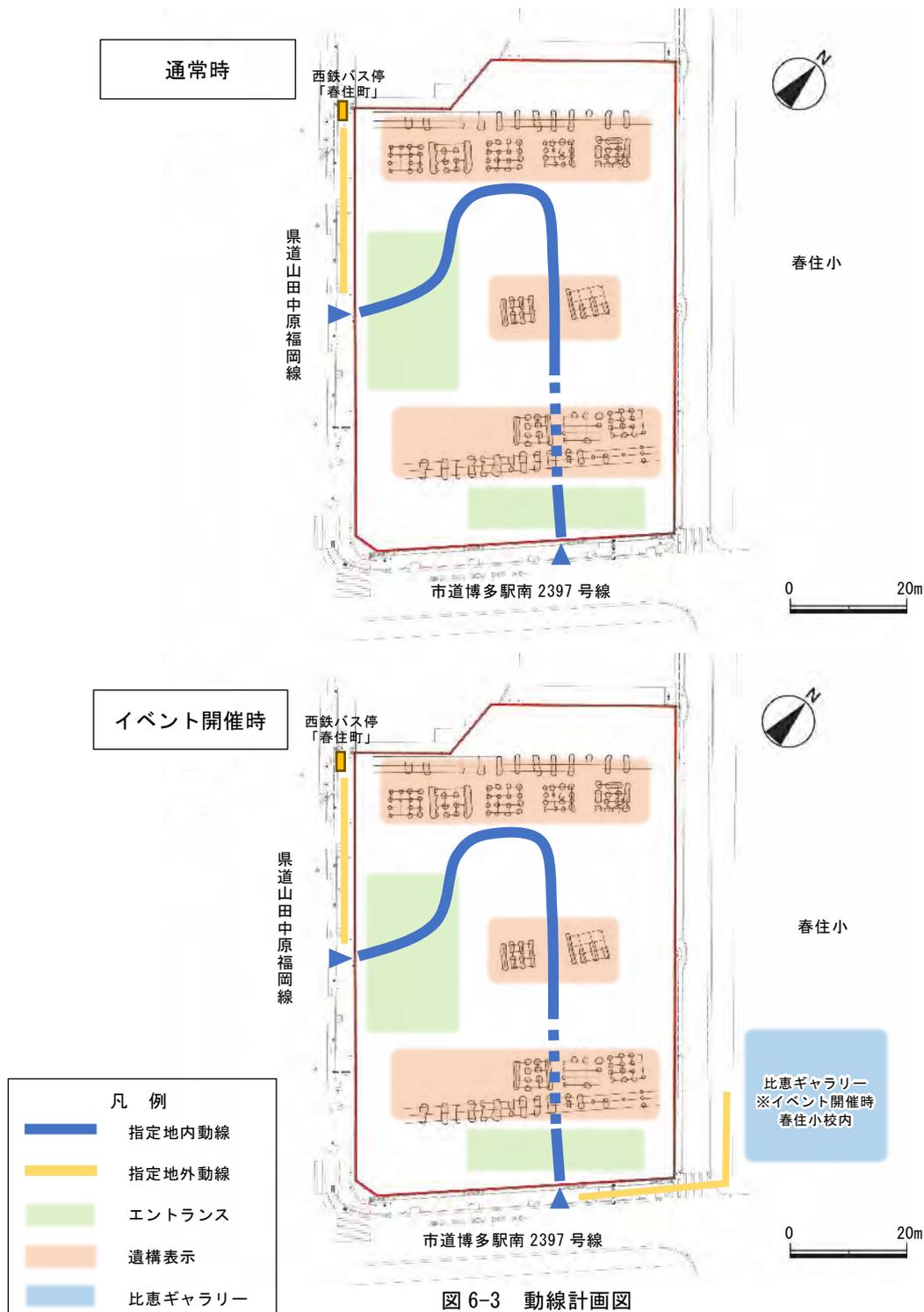


図 6-3 動線計画図

第3節 遺構保存に関する計画

本史跡の本質的価値を有する遺構は全て地下に保存されている。整備に際して掘削を行う場合は、遺構を損傷しないよう留意する。地下遺構の保護層が不十分な部分については、必要な保護盛土を行う。指定地の維持管理とイベント時の利便性を考慮し、表面処理は舗装を主とし、一部は張芝も検討する。

排水は、既存の排水側溝の利用を原則とする。現状で排水側溝の不具合は認められないが、昨今の異常気象を考慮し、確実な浸水対策と排水計画を検討する。

第4節 遺構表現に関する計画

遺構表現の対象は、本史跡の本質的価値を構成する古墳時代後期の柵と倉庫群とする。遺構の確実な保存を前提とし、柵と倉庫群の配置や規模についての理解を深めるために、平面表示を行う（写真6-1）。平面表示はゴムチップ舗装とし、建物範囲、柱穴の柱掘方・柱痕跡を色別で表現する。

また、史跡の本質的価値の理解を深めるために、現地の遺構の上に重ねて往時の景観を体感できる透過板を解説施設として設置する（写真6-2）。



写真 6-1 平面表示の例
(鴻臚館跡)



写真 6-2 透過板の例
(吉武高木遺跡)

第5節 案内・解説施設に関する計画

1. サイン

来訪者が那津官家に関わる柵と倉庫群やそれが担った役割を理解でき、快適に見学できる環境にするために、必要な箇所にサインを設置する。サインは、来訪者が分かりやすいよう平易な文章やイラストを用いるよう工夫し、ユニバーサルデザインに配慮する。

(1) 指定地内

指定地内に設置するサインは、以下の内容が想定される（表6-2、写真6-2～8）。

表6-2 サインの内容

種別	機能	表示内容	設置位置
総合案内	本史跡への理解の入口として、総論的なストーリーを示し、遺構表示へつなげる。	・位置図 ・史跡の概要	・エントランスゾーン
名称	本史跡や本質的価値を構成する遺構の名称を示す。	・史跡の名称	・博多駅南5丁目交差点付近 ・エントランスゾーン
解説	遺構の特徴について、名称に添えて分かりやすい文章やイラストを用いて解説する。	・遺構の解説(文、イラスト) ・発掘調査時の写真	・つどいゾーン ・エントランスゾーン
案内	市内外の古代史跡や関連文化財を紹介し、回遊性を高める。	・古代史跡、関連文化財 ・QRコードの表示 ・まち歩きマップの掲示	・エントランスゾーン
注意喚起	利用上、管理上の注意点を周知する。	・利用上、管理上の注意喚起に関する情報	・エントランスゾーン ・つどいゾーン
掲示板	本史跡や周辺で行われるイベントの情報を掲示し、地域住民への情報提供をする。春住小の学習成果の掲示も想定する。	・イベント情報 ・春住小による学習成果	・エントランスゾーン
透過板	史跡の本質的価値の理解を深めるために、現地の遺構の上に重ねて往時の景観を体感できる。	・倉庫、柵、当時の人びとの作業風景	・つどいゾーン

(2) 指定地外

本史跡へのアクセスを高めるために、付近の道路には本史跡の名称を記したサインを設置する。

2. 模型

古墳時代後期の地形や、柵と倉庫群が設置された情景の理解を深めるために模型を設置する（写真6-9・10）。



写真 6-3 総合案内サインの例
(吉武高木遺跡)



写真 6-4 名称サインの例
(吉武高木遺跡)



写真 6-5 解説サインの例
(吉武高木遺跡)



写真 6-6 案内サインの例
(吉武高木遺跡)



写真 6-7 注意喚起サインの例
(板付遺跡)



写真 6-8 掲示板の例
(神奈川県橘樹官衙遺跡群)



写真 6-9 地形模型 (遺跡) の例
(板付遺跡)



写真 6-10 地形模型 (広域) の例
(板付遺跡)



図 6-4 サイン等配置図

3. 比恵ギャラリー

比恵ギャラリーでは、本史跡及び地域の歴史についての理解を促すために、壁面解説を設置し、出土品を展示している（写真 6-11・12）。本史跡のガイダンス施設としての機能を充実させるために、当時の立地環境や景観が理解できる模型、イラスト等の設置を検討する。



写真 6-11 比恵ギャラリー外観
（北西から）



写真 6-12 比恵ギャラリー
（春住小校内）

第6節 管理施設及び便益施設に関する計画

1. 管理施設

(1) 史跡標識

本史跡には標識が設置されておらず、来訪者が史跡の存在を認識するのが難しいため、指定地内の適切な位置に標識を設置する（写真 6-13）。

(2) 境界標等

適切に指定地を管理するために、境界標等を設置し、指定範囲を明示する。

(3) フェンス

指定地の適切な維持管理のために、フェンスは継続利用するが、活用の状況に応じて一部撤去も検討する。

(4) 電気設備

電源は暫定整備の際にトイレに設置している。今後のイベント利用時の電源確保のために、分電盤の増設等の電源設備の向上を図る。

(5) 水道設備

水道は、暫定整備に際してトイレに引き込み、手・足洗場を設置している。今後の指定地内の管理運営及び活用のために、水飲み場や散水栓の設置など、水道設備の向上を図る。

(6) 防犯設備

本史跡の適切な管理と来訪者の安全性に配慮し、設置物により死角が想定される場所には防犯カメラ等の設置を検討する。



写真 6-13 標識の例
(元寇防塁生の松原地区)

2. 便益施設

(1) トイレ

暫定整備で設置したトイレ兼倉庫はトイレとして継続利用し、倉庫部分は多目的トイレへの改修を検討する。

(2) 四阿・ベンチ

史跡の見学環境を向上するために、四阿及びベンチを設置する。指定地内は現地表面から遺構まで浅く、緑陰となる樹木の設置が難しいため、日陰を担う施設は四阿とする。なお、1学年4クラス程度の児童・生徒が四阿の下で説明を受けることができる規模、基数を検討する。

第7節 整備事業に必要となる調査等に関する計画

指定地内はほぼ全面を発掘調査しており、追加の発掘調査は必要ないと判断される。ただし、整備のために必要な場合は発掘調査を実施する。実施にあたっては、遺構に影響が及ばないように最小限とする。また、設計に必要な場合は、測量調査や地盤調査等も行う。

第8節 公開・活用に関する計画

本史跡の公開・活用にあたっては、親しみやすい史跡として、幅広い世代や市内外からの来訪者に対応できるよう、保存活用計画に基づき、以下のような内容を検討する。

1. 学びの推進

春住小の授業においては、教職員と文化財担当部局の担当者による打合せを適宜実施し、児童の学習状況や理解度に合わせた内容を検討する。授業内容は、本史跡に加えて地域の文化や歴史に触れることができるものにし、郷土への愛着を醸成する。考える内容を重視し、その成果を発表できる場を設ける。

また、解明が進んでいない柵や倉庫の構造などの調査研究を推進する。その成果については、市内外の学校による校外学習や教育旅行等の利用に向けた分かりやすい解説や、市民向けのシンポジウムや講座などに還元する。

2. 地域振興

春住校区の住民が地域の魅力を体感できるよう、本史跡をはじめとする現地見学やまち歩き等の取り組みを、公民館との連携で継続的におこなっていく。

さらに、地域振興につながるにぎわい創出のため、都心に近いエリアの広場としての活用が想定される。多くの人や物が集まった那津官家の歴史性を活かし、各地の産品を販売するにぎわいイベントの実施や、緑と花に触れることができるつどいの場づくりなどを検討する。

3. 観光振興

本史跡が位置する那珂・席田エリアには、弥生～古墳時代の重要な遺跡が多く存在する。また、本史跡は大宰府や鴻臚館の前身としての性格を有している。市内外の古代史跡との関連性を伝えることで、地域の魅力を楽しむ周遊につなげることができる。そのためには、周遊を促進する案内板の設置に加えて、団体バスや自転車等による来訪者の受け入れ環境の整備も必要であり、その確保についても検討を行う。

情報発信では文化財や観光情報のWEBページとSNSを活用し、本史跡やエリアのストーリーを重視した魅力発信に努める。また、本史跡を解説するリーフレット等の作成、配布のほか、歴史文化に関心の薄い人でも楽しめるデジタルコンテンツの提供等を検討する。

第9節 管理・運営に関する計画

保存活用計画に基づき、本史跡のマネジメントを円滑に行うために、まず文化財担当部局が主体となり、関係部局と密接に連携し、関連する情報共有を行う。

また、本史跡を将来にわたり保存継承していくためには、史跡の維持管理を文化財担当部局が主体となって行うことに加えて、春住小や地域との協力・支援体制の構築を検討する。比恵ギャラリーの管理・運営については、春住小や地域と協議を継続し、方向性を定める。

第10節 事業計画

表 6-3 事業計画

		短期	長期
設計	基本設計	■	
	実施設計	■	
工事	遺構保存	■	
	遺構表現	■	
	案内・解説施設	■	
	管理施設	■	
	便益施設	■	
整備報告書作成		■	
活用	学びの促進	春住小の総合学習	■
			市内外の学校による校外学習等 ■
	地域振興	地域主催のまち歩き等	■
		にぎわいイベントの実施等 ■	
観光振興			■
調査・研究		■	■
公開			■

※上記の事業計画は、今後の諸状況の変化により見直しを行う場合がある。



整備イメージ図

国指定史跡 比恵遺跡 整備基本計画

令和8(2026)年3月

発行 福岡市 経済観光文化局
文化財活用部 史跡整備活用課
福岡市中央区天神1丁目8番1号
